

第3章

子供・子育て支援施策の具体的な展開

施策体系一覧

- 1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
 - (1) 妊娠・出産に関する支援の推進
 - (2) 安心できる小児・母子医療体制の整備
 - (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
 - (4) 子供の健康の確保・増進目標1の事業一覧
- 2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実
 - (1) 就学前教育の充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 認定こども園の充実
 - (4) 就学前教育と小学校教育との連携目標2の事業一覧
- 3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実
 - (1) 子供の生きる力を育む環境の整備
 - (2) 次代を担う人づくりの推進
 - (3) 放課後の居場所づくり目標3の事業一覧
- 4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
 - (1) 子供の貧困対策の推進
 - (2) 児童虐待の未然防止と対応力の強化
 - (3) 社会的養護体制の充実
 - (4) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (5) 障害児施策の充実
 - (6) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援目標4の事業一覧
- 5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
 - (1) 家庭生活と仕事との両立の実現
 - (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - (3) 子供の安全を確保するための取組の推進
 - (4) 良質な住宅と居住環境の確保
 - (5) 安心して外出できる環境の整備目標5の事業一覧

東京都子供・子育て支援総合計画 施策体系 一覧

【目標1】
地域における妊娠・出産・子育ての
切れ目ない支援の仕組みづくり

- 1 妊娠・出産に関する支援の推進
- 2 安心できる小児・母子医療体制の整備
- 3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
- 4 子供の健康の確保・増進

【目標2】
乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 就学前教育の充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 認定こども園の充実
- 4 就学前教育と小学校教育との連携

【目標3】
子供の成長段階に応じた支援の充実

- 1 子供の生きる力を育む環境の整備
- 2 次代を担う人づくりの推進
- 3 放課後の居場所づくり

【目標4】
特に支援を必要とする
子供や家庭への支援の充実

- 1 子供の貧困対策の推進
- 2 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 3 社会的養護体制の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 5 障害児施策の充実
- 6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

【目標5】
次代を担う子供たちを
健やかに育む基盤の整備

- 1 家庭生活と仕事との両立の実現
- 2 子供を犯罪等の被害から守るための
活動の推進
- 3 子供の安全を確保するための取組の推進
- 4 良質な住宅と居住環境の確保
- 5 安心して外出できる環境の整備

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えています。サービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる体制整備など、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みを整えていきます。

【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

- 若い世代が妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、将来のライフプランを描けるよう普及啓発を行うとともに、女性の心身の健康等の相談に対応します。
- 妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届け出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すための普及啓発を行うとともに、悩みを抱える妊婦等の相談に対応します。
- 母子の健康を守るため、妊娠期の健康や子育て、事故防止等に関する情報発信を行うとともに、子供の健康や小児救急の相談に対応します。
- 妊娠期から子育て期にわたって、きめ細かな支援が切れ目なく行えるよう、母子保健部門と子育て支援部門等が連携して専門職による継続的な状況把握や支援を実施する区市町村を支援します。
- 産後間もない産婦の健康診査や、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアを行う区市町村を支援します。
- 保険診療が適用されない特定不妊治療の費用の一部を助成するとともに、早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療費の一部を助成します。

【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 東京都こども救命センターの運営をはじめとし、小児の救急医療体制を確保するとともに、周産期母子医療センターの整備やNICU*の確保、母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営など、ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対応する体制を整備します。

【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

- 区市町村が、子育て支援施策の実施主体として、子供家庭支援センターを中心に、様々な相談支援やサービス提供の充実を図るとともに、地域のネットワーク強化を図ることができるよう支援します。
- また、要保護児童等の支援について、行政機関や、学校・医療機関等地域の関係機関が一堂に会して支援体制の整備や個別の支援方法等を検討する場である要保護児童対策地域協議会が、居住実態の把握できない児童等への対

応や関係機関間の隙間のない支援のために効果的に活用されるよう、調整機関である子供家庭支援センターの調整機能を強化します。

- 子育てひろばが、親子にとって気軽に出かけられ相談できる場としての役割を担いつつ、在宅で子育てをしている親子の孤立化を防ぎ、子育てに対する不安を身近な地域で解消できる機能も果たせるよう、地域支援や利用者支援を行う子育てひろばの拡充を図ります。
- 乳児家庭全戸訪問事業等の訪問支援や、ショートステイ事業等の一時的な預かりなどの様々な子育て支援策について、区市町村が、子育て家庭のニーズを踏まえて適切なサービスにつなげられるよう、体制整備を促進するとともに、何らかの支援が必要な子供や保護者を早期に発見し、虐待を未然に防止できるよう、人材育成の面でも支援していきます。
- 利用者支援については、保護者が適切に子育て支援策に結びつくよう、子育て家庭の多様なニーズを把握し、子供・子育て支援に関する情報を公開するなど透明性を確保しつつ、関係機関調整等を行う区市町村を支援します。

【4 子供の健康の確保・増進】

- アレルギー疾患のある子供やその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることのできるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育所等における事故予防や、緊急時に適切に対応ができるための人材育成を支援します。
- 子供たちが食に関する判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図っていきます。

*NICU：新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）。新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児のための集中治療室。

目標1 【1 妊娠・出産に関する支援の推進】

妊娠・出産に関して普及啓発や情報提供、相談対応等を行うとともに、
妊娠期からの切れ目ない支援を行う区市町村を支援します。

ライフステージに応じて施策を展開

	妊娠前	妊娠期	子育て期	
課題	妊娠・出産に関する知識不足			
	晩婚化の進行による初産年齢の上昇			
		核家族化や地域の繋がり希薄化による、育児の孤立化		
主な取組	■妊娠適齢期等に関する普及啓発 若い世代の男女を対象に、妊娠適齢期や不妊に関する知識の普及啓発を行う。	■妊娠相談ほっとライン 妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、適切な支援につなげる。	■「子供の健康相談室」(小児救急相談(#8000)) 子供の健康や救急に関する相談に対し、看護師や保健師(必要に応じて小児科医師)が対応する。	
	■女性のための健康ホットライン 女性の心身の健康に関する悩みに看護師等の専門職が電話とメールで相談に対応する。			
	■不妊・不育ホットライン 経験のあるピアカウンセラーが不妊・不育に関する悩みについて、電話で相談に対応する。	■TOKYO子育て情報サービス 妊娠や子育て、子供の事故防止等に関する情報をインターネットや電話(自動音声)により提供する。		
	■不妊検査・不妊治療費助成 早期に検査を受け、必要な治療を開始できるよう、不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する。 特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成するとともに、男性不妊治療の費用の一部を助成する。	■出産・子育て応援事業(ゆりかご・ときょう事業) 全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。		
		■妊婦健診受診促進事業 妊婦に対して、早期の医療機関受診と妊娠の届出、妊婦健康診査の定期的な受診を促すための普及啓発を行う。	■産婦健康診査支援事業 産後うつ等の予防や新生児の虐待予防等を図る観点から、産後間もない産婦の健康診査を実施する区市町村の取組を支援する。	
			■産後ケア支援事業 産後に安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施する区市町村の取組を支援する。	
		■在宅子育てサポート事業 保育サービスを利用していない1歳未満の子供を持つ家庭に対し、家事支援サービスの利用支援を行うことで保護者の負担を軽減し、在宅で子育てをする家庭を支援する。		

目標 1 【2 安心できる小児・母子医療体制の整備】

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を確保します。

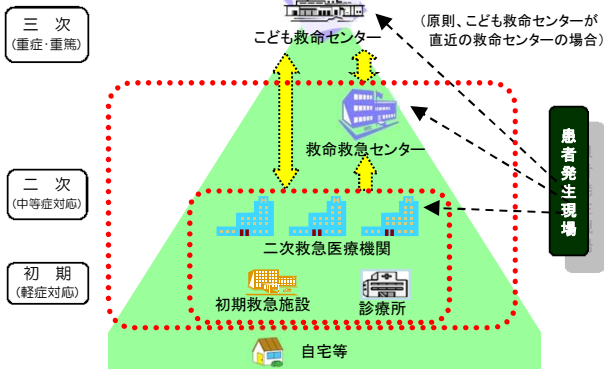
小児救急医療体制の確保

○ 東京都こども救命センターの運営

- ◆ 他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う施設を都内4か所に指定
- ◆ 救命治療の他に、小児医療連携の拠点として、日頃から連携する医療機関等と積極的に情報共有するほか、円滑な連携体制の維持・促進に努めるとともに、小児臨床教育の拠点機能として、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施

○ 小児救急医療体制の確保

- ◆ 小児の初期救急から三次救急までの救急医療を整備し、安心できる小児救急医療体制を確保



周産期医療体制の確保

○ NICUを340床確保

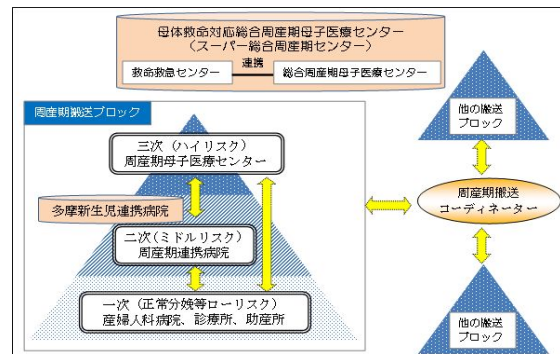
- ◆ ハイリスク妊産婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、平成35年度末まで都全域でNICUを340床確保

○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの整備

- ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」を指定

○ 周産期医療ネットワークグループの構築

- ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



医師確保対策の推進

○ 医師の勤務環境改善や復職支援

○ 医師奨学金の貸与

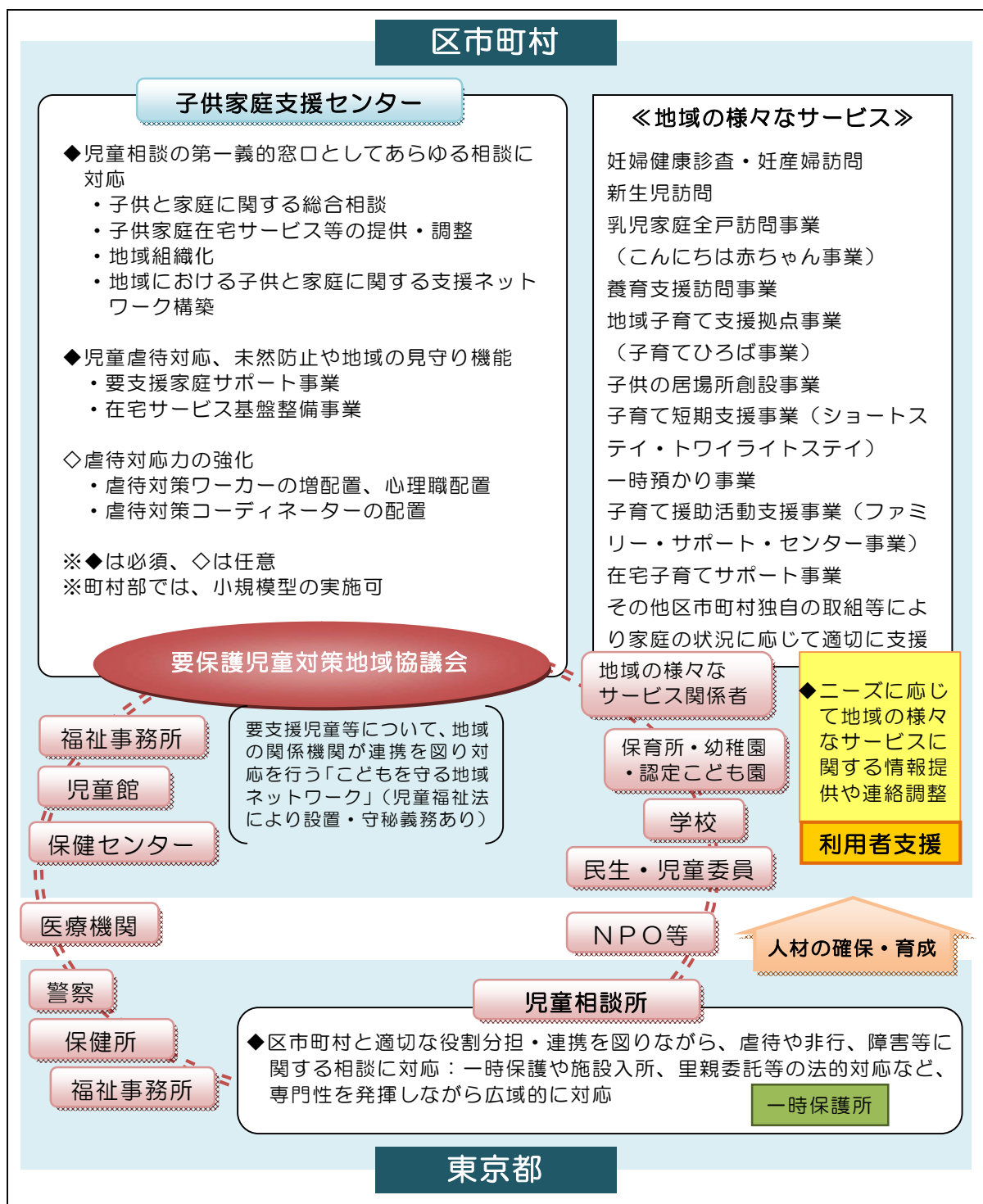
- ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら医療に従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与

○ 小児救急医療を担う人材の育成

- ◆ 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施

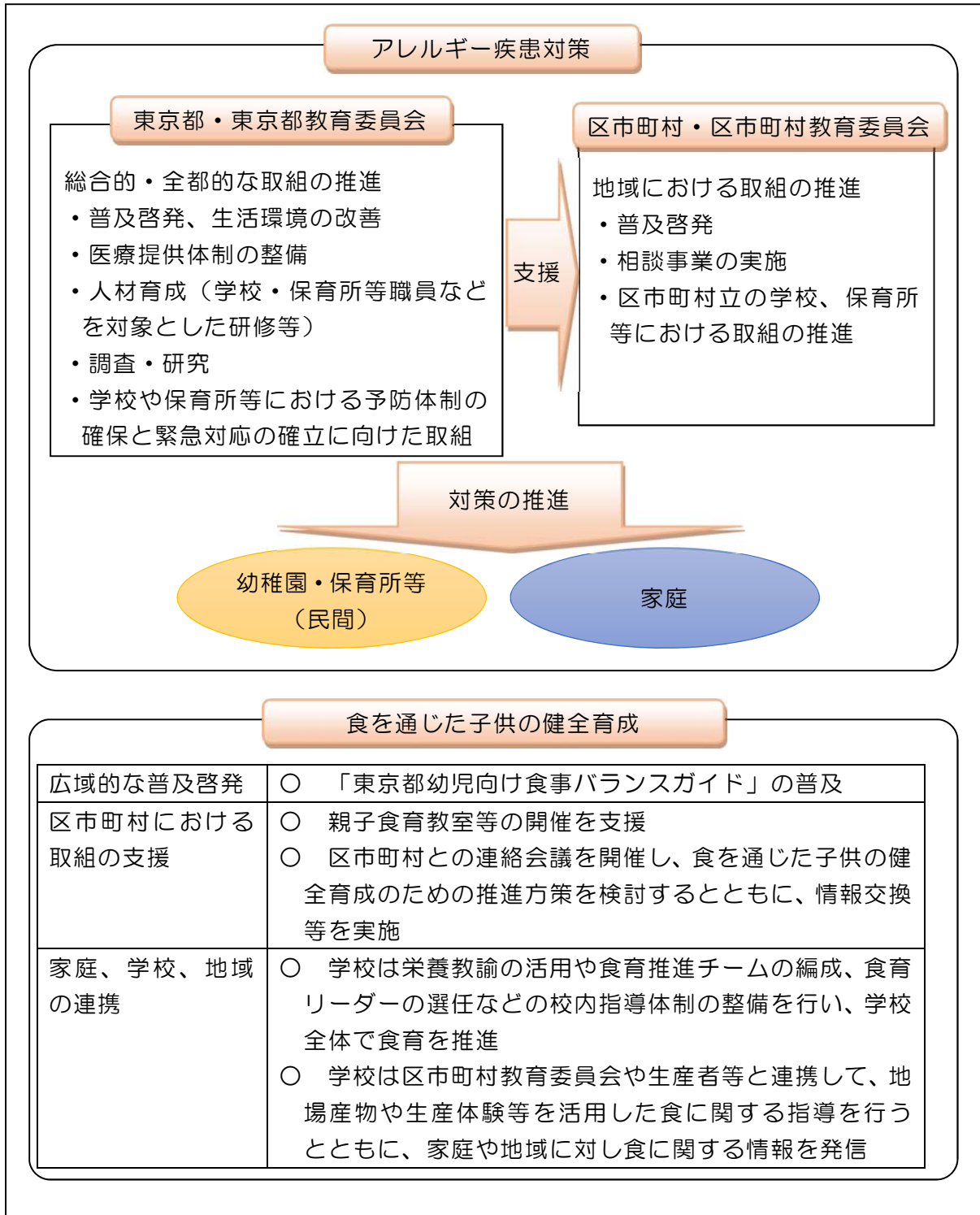
目標1 【3 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】

すべての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期からのサービスの拡充と切れ目ない支援体制の構築を進める区市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。



目標1【4 子供の健康の確保・増進】

アレルギー疾患の予防や対策を進めるとともに、生涯にわたる健康づくりのため、健全な食生活が身につくよう支援します。



《目標1 施策の体系》

(1) 妊娠・出産に関する支援の推進

- 子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)
- 生涯を通じた女性の健康支援事業
- 不妊検査・不妊治療費の助成
- 妊婦健康診査受診促進事業
- 妊娠・出産包括支援推進事業 ※平成27年度終了
- 出産・子育て応援事業(ゆりかご・ときよう事業)
- 産婦健康診査支援事業
- 産後ケア支援事業
- 在宅子育てサポート事業
- 子育てスタート支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業) ※平成27年度終了
- 母子保健支援事業
- TOKYO子育て情報サービス
- 東京都こども医療ガイド
- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」
- 電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)
- 子育て家庭のための情報交流コーナーの設置
- 来院小児患者付き添い家族(児童)の一時預かり
- 各種医療費助成制度(ひとり親家庭等医療費助成含む)

(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備

- 小児救急医療体制の充実(初期・二次救急)
- 地域における小児医療研修
- 休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助(小児)
- 休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)
- 救急専門医等養成事業(小児) ※平成29年度終了
- 小児集中治療室医療従事者研修事業
- こども救命センターの運営
- 東京都小児医療協議会
- 周産期医療システムの整備
- 周産期医療施設等整備費補助
- 母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置
- 周産期搬送コーディネーターの配置
- 周産期医療ネットワークグループの構築
- 周産期連携病院の確保
- 多摩新生児連携病院の確保
- 在宅移行支援病床運営事業
- 在宅療養児一時受入支援事業
- 地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)
- 産科医等育成・確保支援事業
- 新生児医療担当医育成・確保支援事業
- 病院勤務者勤務環境改善事業

(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

- 子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事業・選択事業・一般事業)(再掲)
- 医療保健政策区市町村包括補助事業
- 要支援家庭の早期発見に向けた取組
- 妊娠・出産包括支援推進事業(再掲) ※平成27年度終了
- 出産・子育て応援事業(ゆりかご・ときよう事業)(再掲)
- 産婦健康診査支援事業(再掲)
- 産後ケア支援事業(再掲)
- 在宅子育てサポート事業(再掲)
- 子育てスタート支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)(再掲) ※平成27年度終了
- 母子保健支援事業(再掲)
- TOKYO子育て情報サービス(再掲)
- 電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)(再掲)
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
- 養育支援訪問事業
- 親の子育て力向上支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>
- 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- 要支援家庭を対象としたショートステイ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
- 子育て短期支援事業実施施設の整備
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>
- ときようチルミルの創設～保育グランパ・グランマを増やす～<子供家庭支援区市町村包括補助事業>
- 一時預かり事業
- 子供の居場所創設事業
- 子供食堂推進事業
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実
- 空き家を活用した子育て親子の交流スペース創設事業
- 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業
- 4152(よいこに)電話
- 利用者支援事業
- 地域子育て支援研修
- 子育て支援員研修
- 元気高齢者など多様な人々が輝く子育て支援員等の確保促進事業
- 子供が輝く東京・応援事業
- 地域における多世代交流拠点の整備

(4) 子供の健康の確保・増進

- アレルギー疾患対策
- 食を通じた子供の健全育成

目標1「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり」の事業一覧

◆…中間見直しにおいて追加した事業
 ☆…2020実行プラン事業

(1) 妊娠・出産に関する支援の推進

1	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事业・選択事業・一般事業)	福祉保健局
<p>区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。</p>		
2	☆生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
<p>電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行う。</p>		
3	☆不妊検査・不妊治療費の助成	福祉保健局
<p>不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する。また、特定不妊治療の費用の一部（特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部も含む）を助成する。平成30年度から、対象を事実婚の方にも拡大。</p>		
4	☆妊婦健康診査受診促進事業	福祉保健局
<p>広域的な普及啓発により、妊婦に対して早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促す。</p>		
—	妊娠・出産包括支援推進事業 ※平成27年度終了	福祉保健局
<p>妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援体制を区市町村が構築できるよう、情報提供や研修を通じて支援する。</p>		
5	☆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	福祉保健局
<p>全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。</p>		
6	◆☆産婦健康診査支援事業	福祉保健局
<p>産後うつ等の予防等の観点から、出産後間もない産婦への健康診査を行う区市町村を支援する。</p>		
7	◆☆産後ケア支援事業	福祉保健局
<p>産後に安心して子育てができる支援体制の確保に向け、産後ケアを行う区市町村を支援する。</p>		
8	◆☆在宅子育てサポート事業	福祉保健局
<p>保育サービスを利用していない1歳未満の子供を持つ家庭に対し、家事支援サービスの利用支援を行うことで保護者の負担を軽減し、在宅で子育てをする家庭を支援する。</p>		

	子育てスタート支援事業〈子供家庭支援区市町村包括補助事業〉 ※平成27年度終了	福祉保健局
<p>出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目のないサポート体制の確立を支援する。</p>		
9	母子保健支援事業	福祉保健局
<p>母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。</p>		
10	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局
<p>妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットや電話（自動音声）により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。</p>		
11	東京都こども医療ガイド	福祉保健局
<p>子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。</p>		
12	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	福祉保健局
<p>休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していく。</p>		
13	☆電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）	福祉保健局
<p>子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師（必要に応じて小児科医師）が対応し、保護者の不安の軽減を図る。</p>		
14	子育て家庭のための情報交流コーナーの設置	病院経営本部
<p>小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム・交流コーナーや、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。</p>		
15	来院小児者患者付き添い家族（児童）の一時預かり	病院経営本部
<p>小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。</p>		
16	各種医療費助成制度（NO.205 ひとり親家庭等医療費助成含む）	福祉保健局
<p>「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。</p>		

(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備

17	小児救急医療体制の充実（初期・二次救急）	福祉保健局
<p>子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。</p> <p>入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。</p>		

18	地域における小児医療研修	福祉保健局
地域の診療所の医師を対象とした「地域小児医療研修（臨床研修）」や症例報告・疾病別の発生動向等の情報交換を行う地域研修会の実施などにより、小児救急医療の基盤を強化する。		
19	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助（小児）	福祉保健局
小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。		
20	休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）	福祉保健局
休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。		
—	救急専門医等養成事業（小児） ※平成29年度終了	福祉保健局
小児救急患者に対し、よりの確で迅速な救命処置を行うことのできる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修（PALS研修）を行う。		
21	◆小児集中治療室医療従事者研修事業	福祉保健局
良質な小児救命、集中治療体制を維持していくため、東京都小児救命救急センターにおいて医師等に対する小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行う。		
22	☆こども救命センターの運営	福祉保健局
重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。合わせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。		
23	東京都小児医療協議会	福祉保健局
小児医療体制の確保・充実に向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救急医療体制の確保等に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。		
24	周産期医療システムの整備	福祉保健局
出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。 ■事業目標（35年度） NICU 340床確保		
25	周産期医療施設等整備費補助	福祉保健局
都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。		
26	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	福祉保健局
救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（いわゆる「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。		

27	周産期搬送コーディネーターの配置	福祉保健局
<p>総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。</p>		
28	☆周産期医療ネットワークグループの構築	福祉保健局
<p>周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめる、リスクに応じた医療提供体制を構築する。</p>		
29	周産期連携病院の確保	福祉保健局
<p>ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。</p>		
30	多摩新生児連携病院の確保	福祉保健局
<p>区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。</p>		
31	在宅移行支援病床運営事業	福祉保健局
<p>NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。</p>		
32	在宅療養児一時受入支援事業	福祉保健局
<p>NICU等長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。</p>		
33	地域医療を担う医師養成事業（医師奨学金）	福祉保健局
<p>将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等（小児医療、周産期医療、救急医療等）の医師の確保及び質の向上を図る。</p>		
34	産科医等育成・確保支援事業	福祉保健局
<p>地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。</p>		
35	新生児医療担当医育成・確保支援事業	福祉保健局
<p>NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、研修医手当等を支給することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図る。</p>		
36	病院勤務者勤務環境改善事業	福祉保健局
<p>都内医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた医師等の再就業を支援する取組を行う病院を支援する。</p>		

(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事業・選択事業・一般事業)	福祉保健局
(※NO.1参照)		
37	医療保健政策区市町村包括補助事業	福祉保健局
身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。		
38	☆要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局
母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。		
再掲	妊娠・出産包括支援推進事業 ※平成27年度終了	福祉保健局
(※「(1) 妊娠・出産に対する支援の推進」参照)		
再掲	☆出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)	福祉保健局
(※NO.5参照)		
再掲	◆☆産婦健康診査支援事業	福祉保健局
(※NO.6参照)		
再掲	◆☆産後ケア支援事業	福祉保健局
(※NO.7参照)		
再掲	◆☆在宅子育てサポート事業	福祉保健局
(※NO.8参照)		
再掲	子育てスタート支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業) ※平成27年度終了	福祉保健局
(※「(1) 妊娠・出産に対する支援の推進」参照)		
再掲	母子保健支援事業	福祉保健局
(※NO.9参照)		
再掲	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局
(※NO.10参照)		
再掲	☆電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)	福祉保健局
(※NO.13参照)		

39	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉保健局
<p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。</p>		
40	子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
<p>地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。</p>		
41	養育支援訪問事業	福祉保健局
<p>保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。</p>		
42	親の子育て力向上支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
<p>子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。</p>		
43	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	福祉保健局
<p>子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。</p>		
44	☆要支援家庭を対象としたショートステイ事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
<p>養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。</p>		
45	子育て短期支援事業実施施設の整備	福祉保健局
<p>保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援する。</p>		
46	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉保健局
<p>仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。</p>		
47	◆☆とうきょうチルミルの創設～保育グランパ・グランマを増やす～ <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
<p>ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の受講を義務付け、提供会員の質と量を確保する。</p>		
48	一時預かり事業	福祉保健局
<p>保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。</p>		

49	◆☆子供の居場所創設事業	福祉保健局
<p>子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援する。</p>		
50	◆☆子供食堂推進事業	福祉保健局
<p>子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援する。</p>		
51	☆地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実	福祉保健局
<p>子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。</p> <p>■事業目標（31年度） 地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施</p>		
52	◆☆空き家を活用した子育て親子の交流スペース創設事業	福祉保健局
<p>空き家や空き店舗を活用し、地域の子育てサークル等による情報交換や子育てイベント等を実施するなど、子育て親子の交流促進に取り組む区市町村を支援する。</p>		
53	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉保健局
<p>区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。</p>		
54	◆子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業	福祉保健局
<p>児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援する。</p>		
55	4152（よいこに）電話	福祉保健局
<p>土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。</p>		
56	☆利用者支援事業	福祉保健局
<p>子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援する。</p>		
57	☆地域子育て支援研修	福祉保健局
<p>年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点（子育てひろば）等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総体的に強化する。</p>		

58	☆子育て支援員研修	福祉保健局
<p>保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材の確保と質の向上を図る。</p>		
59	◆☆元気高齢者など多様な人々が輝く子育て支援員等の確保促進事業	福祉保健局
<p>元気高齢者や主婦等、子育て支援員研修受講者等に対し、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」への登録を促進し、保育人材の確保を図る。</p>		
60	☆子供が輝く東京・応援事業	福祉保健局
<p>社会全体で子育てを支えるため、都のえん及び都民や企業の寄付による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。</p>		
61	◆☆地域における多世代交流拠点の整備	福祉保健局
<p>地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者・障害者・母子・子供など、誰もが気軽に立ち寄ることができる、空き家等を活用した地域における多世代交流拠点の整備を支援する。</p>		

(4) 子供の健康の確保・増進

62	☆アレルギー疾患対策	福祉保健局 教育庁
<p>(福祉保健局) 東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、適切な自己管理方法等の情報提供、状態に応じた適切な医療が受けられる体制の整備、相談体制の充実や社会福祉施設等における緊急時対応体制の整備などに取り組む。</p> <p>(教育庁) アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。</p>		
63	食を通じた子供の健全育成	教育庁 福祉保健局
<p>(教育庁) 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。</p> <p>(福祉保健局) 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「東京都健康推進プラン21（栄養・食生活分野）推進連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。</p>		

コラム①

民生児童委員の取組

～多様化する地域の課題にきめ細かく対応し暮らしを支える～

- 民生委員・児童委員（以下、民生児童委員）は、地域住民の一員として生活しながら、その地域の日々の暮らしの中での心配ごとや困ったことの相談（子供、高齢者、障害者に関することなど）を受け、解決する手伝いをしています。
民生児童委員の相談・支援件数のうち、子供に関することは2割程度で、妊産婦、ひとり親家庭はもちろん、子育て、虐待、いじめ、不登校、非行など子供に関するあらゆる心配ごとの相談に乗っています。
- 民生児童委員は、都内で約1万人が活動しており、行政、学校、地域のボランティア団体等の関係機関とも協力しながら、きめ細かな支援、見守りを続けています。民生児童委員の中には、主に児童に関することを担当する主任児童委員もいます。

【民生児童委員の活動事例】

父親と二人暮らしの中学生A君、父親の帰宅時間が遅いためA君の就寝も遅くなり、朝起きられず、父親が送って行かないと登校できなくなりました。そして、父親が朝早く家を出る日は、学校を欠席したり遅刻したりすることが多くなりました。子ども家庭支援センターから連絡を受けた民生児童委員と主任児童委員は、A君の家を訪問し、地域での見守りと声かけをすることにしました。民生児童委員は近所でA君や父親を見かけた時に声をかけ、主任児童委員は、学校を訪問した際に先生に様子を伺ったり、子供家庭支援センターと連携しつつ家を訪ねたりしました。父親の入院や高校への進学をめぐる不安から、欠席が続くこともありましたが、無事に進学先も決まり、卒業式にも出席することができました。一步一步進むA君を今後も見守り続けていきます。



東京都民生委員・児童委員
キャラクター「ミンジー」

コラム②

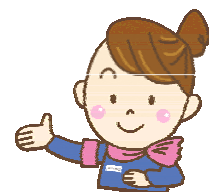
「保育コンシェルジュ」(足立区)

～ひとりひとりにピッタリな子育てスタイルを提案～

- 足立区では、利用者支援事業として、区役所の窓口で保育コンシェルジュを配置し、保育施設や子育てサービス等に関する情報提供や相談を行っています。専門相談員である保育コンシェルジュが、保育を必要とする世帯の家庭状況やニーズに適した保育施設や幼稚園、子育てサービスを利用できるように支援しています。
- 相談シートに世帯状況等を記載いただいた上で、それぞれの世帯のニーズやご家庭の状況をお聞きして、きめ細やかな相談を行います。情報をまとめたガイドブックやチラシ等により、丁寧に説明を行い、相談時間が30分を超える方も多い状況です。
- 区役所窓口の他、より身近な相談場所として、区内の子育てサロン等での出張相談やミニ説明会も行っています。
- 保育コンシェルジュ利用後のアンケートでは、「満足」と答えた方が94%であり、今後も満足度100%を目指して取り組んでいきたいと考えています。



▲区の窓口



▲保育コンシェルジュのキャラクター。職員（保育士）がデザインした。

コラム③

ネウボラ

～フィンランドに学ぶ子育て支援～

- 北欧の国フィンランドでは、女性のほとんどがフルタイムで働いていますが、合計特殊出生率は日本より高く、1.65（2015年）となっています。そのフィンランドで子育て家庭を支えている仕組みがネウボラであり、日本で注目を集めてきました。ネウボラはフィンランド語で「助言の場」を意味し、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、健診も行う包括的支援の拠点として、身近な地域に設置されています。
- ネウボラでは、すべての子育て家庭を対象として、妊娠期から子供の就学前まで原則として同じ保健師が一貫した支援を行います。母子だけでなく、父親やきょうだいとも面接し、家族全体の心身の健康をサポートする役割を果たしています。
- また、フィンランドには、母親手当という制度があります。これはネウボラ等で妊婦健診を受診すると支給されるもので、現金又は育児パッケージ（子育て用品の詰め合わせ）のどちらかを選べます。こうした制度もネウボラの利用率を高めています。
- 日本でも、従来より、妊婦健診や乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問など、様々な制度により、妊娠期の支援と子育て期の支援が行われていますが、妊娠期に各家庭の状況を把握し、継続的に支援を行うという点では、フィンランドの取組に学ぶところが少なくありません。
- 東京都では、平成27年度から「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」を開始し、全ての妊婦を対象に保健師等の専門職が面接を行い、各家庭の状況を把握した上で、必要に応じて支援プランを作成し、継続的に支援を行う区市町村を支援しており、平成29年度、41区市町村が実施しています。
- この「出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」では、産後ケア事業や産前・産後サポート事業等を行う区市町村も支援しています。また、平成30年度は、産後ケア事業の支援の拡大や産婦健康診査の支援も開始することとしており、今後とも、地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の整備を進めていきます。



▲フィンランドの育児パッケージの例

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、質の高い教育・保育が求められています。

多様化するニーズに対応するとともに、質の高い教育・保育が確保されるよう、必要な支援を行います。

【1 就学前教育※¹の充実】

- 乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着させる取組等を推進します。
- 乳幼児期の発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等指導資料の普及・啓発を図り、区市町村や学校法人等と連携して、都内の幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。
- 都内の3歳から5歳までの就学前児童の約5割が幼稚園に就園し、うち私立幼稚園に在園する園児の割合は約9割を占めています。建学の精神に基づく様々な特色ある教育活動を行っており、量・質ともに重要な役割を担う私立幼稚園に対し、教育条件の維持向上等を目的とした支援をはじめ、預かり保育に対する支援、保護者の経済的負担の軽減を目的とした支援を行います。

【2 保育サービスの充実】

(量の拡充)

- 平成31年度末までの待機児童解消に向け、地域の実情に応じて様々な保育サービスを組み合わせ、拡充を進める区市町村や事業者を支援していきます。【中間見直しにおいて更新】

<保育サービスの整備目標> 各年4月1日現在の対前年の利用児童増加数

平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	平成32 (2020)年
(14,192人)	(16,003人)	18,000人	21,000人	21,000人

<必要となる保育士数> 30,000人

(多様なニーズへの対応)

- 都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化に対応するため、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じた様々な保育サービスを提供する区市町村や事業者を支援していきます。

(質の確保及び向上)

- 子供のより良い育ちに資するため、保護者に対する支援や、良質な保育環境の提供が必要です。
- そのため、特に配慮が必要な子供の保育に対する支援や、第三者評価の受審促進、区市町村と連携した効果的な指導監督を行います。また、保護者支援や配慮が必要な子供への保育力の強化など、保育従事者の資質の向上に必要な研修を受講できる環境を整え

ます。

- 子供の安全を守るため、保育事業者に対し、事故防止の徹底と事故発生時の速やかな報告を求めるとともに、区市町村とも連携しながら事故防止に取り組んでいきます。

【3 認定こども園の充実】

- 区市町村における設置計画を基本とした目標設置数を設定し、区市町村が地域の実情に応じて認定こども園を設置する取組を支援します。

＜認定こども園の目標設置数＞ 各年4月1日

平成30(2018)年	平成31(2019)年
139か所	154か所

【4 就学前教育と小学校教育との円滑な接続】

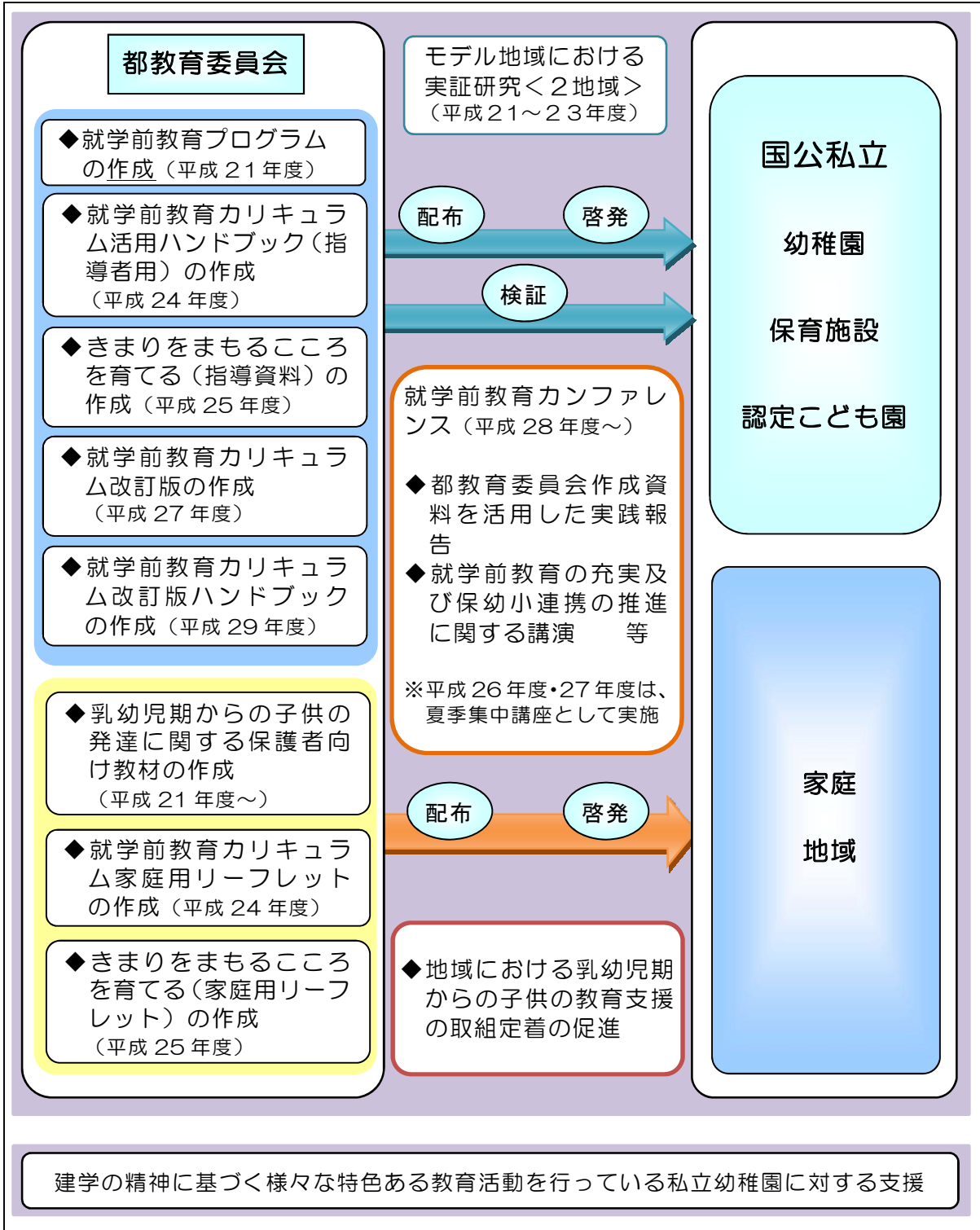
- 幼児が生きる力^{*2}の基礎を身に付け、小学校入学後の学習や集団生活に適應できるよう、「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」の活用を促進するとともに、保育者や小学校教員を対象とした研修会等を開催するなど、区市町村や学校法人等と連携して就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。

*1就学前教育：幼稚園、保育施設及び認定こども園における小学校就学前の子供に対する教育。本計画においては、乳幼児期における家庭教育を包含

*2生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力

目標2【1 就学前教育の充実】

乳幼児期からの子供の教育支援を地域に定着する取組や、幼稚園、保育施設及び認定こども園における質の高い就学前教育を推進します。



目標2 【2 保育サービスの充実】

誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進します。

<保育ニーズの状況>

保育ニーズの増大

- 保育サービス利用率の上昇、利用児童数の増加
- 待機児童の増加

多様なニーズ

- 多様な働き方に対応する延長保育や夜間・休日保育
- いざという時の病児保育 等

保育の質を支える要素

- 質の高い人材の確保
- 児童の安全や保育の質を守るしくみ

待機児童解消の取組

～平成31年度末(32.4.1)までに待機児童を解消～

H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)
18,000	21,000	21,000

※必要保育士数 30,000人

◆量的拡充を支援◆

- 施設整備の支援
 - ・ 保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため「高騰加算」を上乗せ
- 用地確保の支援
 - ・ 所有地の減額貸付や、国有地及び民有地の借地料補助等

多様なニーズへの対応

◆多様な保育サービスの整備を支援◆

- 延長保育や夜間保育などの大都市ニーズや、比較的短時間の保育サービスを定期的に活用するパートタイム労働者等への対応
- 一時的に保育を必要とする方のための一時的預かりや、病児保育ニーズへの対応
- パートタイム労働者等を対象とした都独自の定期利用保育を引き続き実施
- 子育て推進交付金や保育サービス推進事業など、都独自の取組により、地域の実情に応じて多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援。

保育の質の確保

◆保育の質の維持・向上にむけた取組◆

- 第三者評価の受審促進
 - ・ 第三者評価の受審に要する経費を引き続き支援することなどにより、受審を促進
- 情報公表
 - ・ 認可・確認情報の適切な公表
- 質の向上
 - ・ アレルギー児や障害児など、特に配慮が必要な児童への保育に取り組む施設を支援
- 指導検査や事故時の対応
 - ・ 区市町村と連携した効果的な指導監督を実施
 - ・ 事故発生時の報告と再発防止策の徹底

人材の確保

◆保育人材の確保・定着◆

- 資格取得支援と、就職・定着支援
 - ・ 保育士資格取得に要する費用を補助
 - ・ 就職支援と就職後のフォローや就職相談会の実施、宿舍借り上げ支援などを実施

◆保育人材の資質向上◆

- 研修の実施
 - ・ 認可外保育施設に対する研修の実施や、区市町村等が行う研修に係る経費を補助
- キャリアパスの実施に向けた支援
 - ・ 職責等に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援

目標2【3 認定こども園の充実】

都は、新制度の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて認定こども園を含む教育・保育施設の整備に取り組めるように支援を行っていきます。

認定こども園の特徴

幼児教育・保育の一体的提供

一つの施設が幼稚園機能と保育所機能を有しているため、保護者の就労状況が変化しても、引き続き同一施設の利用が可能

地域における子育て支援機能

すべての子育て家庭を対象に、育児相談や、一時預かりなど、子育て支援を実施

認定こども園の整備

開設準備費補助

国の補助制度に加えて、国の補助制度の対象にならない地方裁量型認定こども園等についても、都独自に施設整備費補助を実施

移行施設の取扱い

保育所や幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合には、計画数にかかわらず、基準を満たしていれば原則認可・認定

<区市町村における設置計画を基本とした目標設置数（各年4月1日）>

	平成30(2018)年	平成31(2019)年
幼保連携型	46か所	60か所
幼稚園型	42か所	42か所
保育所型	43か所	44か所
地方裁量型	8か所	8か所
合計	139か所	154か所

保育教諭

確保

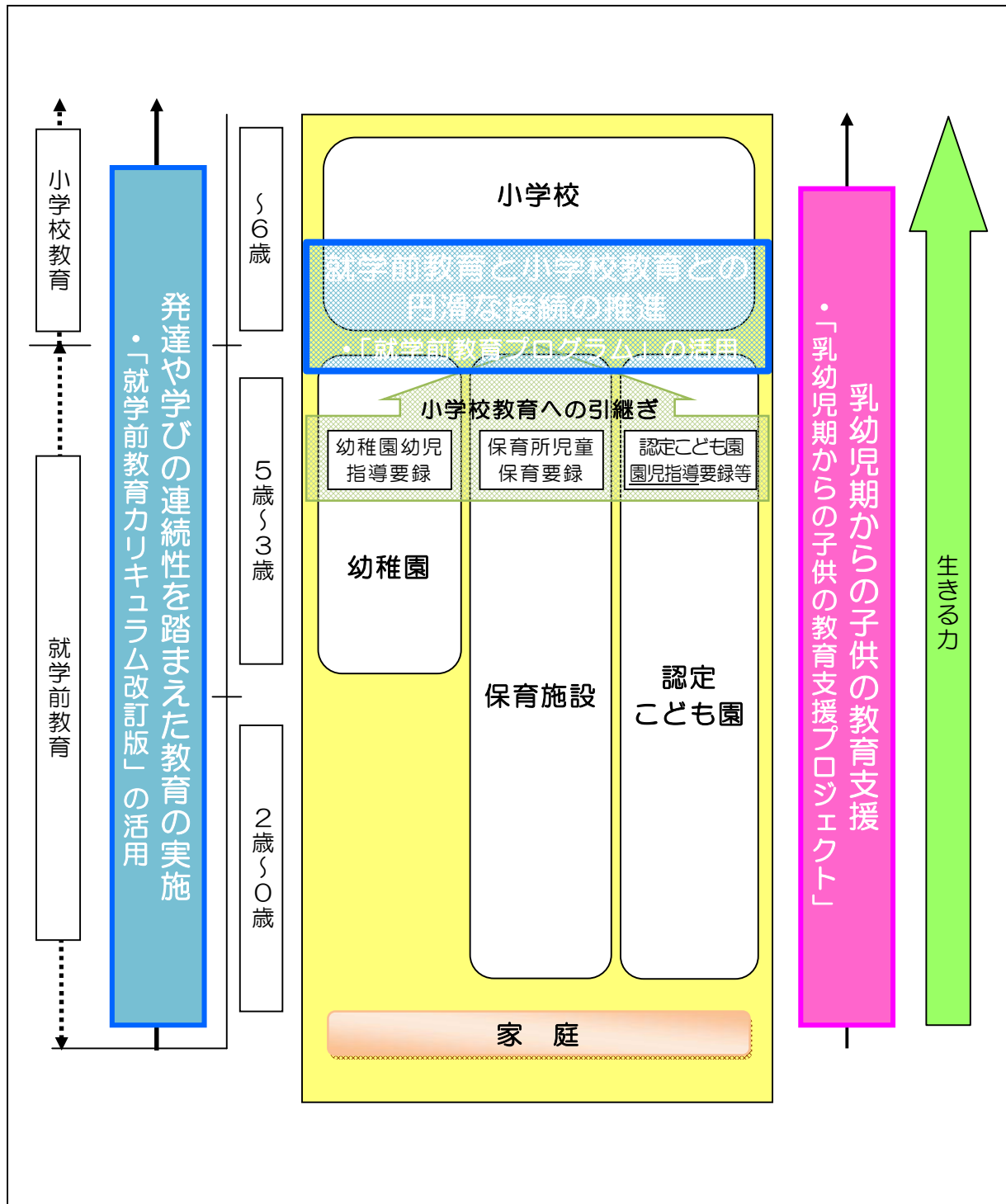
幼保連携型認定こども園は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する保育教諭が教育・保育を提供する。そこで、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村への補助の実施などにより、保育教諭の確保等を図っていく。

資質の向上

質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携しながら推進する。

目標2【4 就学前教育と小学校教育との連携】

「就学前教育プログラム改訂版」及び「就学前教育プログラム」を活用する等就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



≪目標2 施策の体系≫

(1) 就学前教育の
充実

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト
- 子供の読書活動の推進
- 私立幼稚園等への助成
- 私立幼稚園等における預かり保育の充実
- 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援
- 公立幼稚園における預かり保育の充実

(2) 保育サービスの
充実

- 保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育)
- 子育て推進交付金
- <保育サービスの拡充> 認可保育所
- <保育サービスの拡充> 認証保育所
- <保育サービスの拡充> 認定こども園
- <保育サービスの拡充> 定期利用保育事業
- ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充
- <保育サービスの拡充> 家庭的保育事業
- <保育サービスの拡充> 小規模保育事業
- <保育サービスの拡充> 居宅訪問型保育事業
- <保育サービスの拡充> 事業所内保育事業
- <保育サービスの拡充> 企業主導型保育事業
- 企業による保育施設設置支援事業
- ベビーシッター利用支援事業
- 認可外保育施設利用支援事業
- 緊急1歳児受入事業
- 待機児童解消区市町村支援事業
- 保育環境改善等事業
- 保育所等用地確保の支援
- 民有地マッチング事業
- 福祉インフラ民有地マッチング協議会
- とうきょう保育ほうれんそう
- 民有地を活用した保育所等整備促進税制
- 認証保育所に対する減免
- 子供家庭支援区市町村包括補助事業(先駆的事业・選択事業・一般事業)(再掲)
- 夜間保育事業
- 延長保育事業
- 休日保育事業
- 病児保育事業の充実
- 医療的ケア児への支援<子供家庭支援区市町村包括補助及び国の交付金>
- 送迎保育ステーション事業<子供家庭支援区市町村包括補助>
- 都庁内に地域に開放した保育施設の設置
- 保育の質の確保
- 保育所等における児童の安全対策強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助>
- 保育サービス推進事業及び保育力強化事業
- 保育人材の確保及び定着支援
- 保育士等キャリアアップ研修支援事業
- 都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施
- 森と自然を活用した保育等の推進

(3) 認定こども園
の充実

- 認定こども園の設置支援
- 保育教諭の確保

(4) 就学前教育と
小学校教育との連
携

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実(再掲)

目標2「乳幼児期における教育・保育の充実」の取組一覧

◆…中間見直しにおいて追加した事業
 ☆…2020実行プラン事業

(1) 就学前教育の充実

64	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
<p>認定こども園、幼稚園及び保育施設と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、認定こども園、幼稚園及び保育施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。</p>		
65	◆☆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁
<p>子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。</p>		
66	子供の読書活動の推進	教育庁
<p>児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。</p> <p>○乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発</p> <p>○小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援</p> <p>○高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等</p> <p>○障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等</p> <p>○読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等</p>		
67	私立幼稚園等への助成	生活文化局
<p>○私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。</p> <p>○私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。</p> <p>○私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。</p>		

68 ◆☆私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局
<p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設との連携による卒園児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行う。</p>	
69 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局
<p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。</p>	
70 ◆☆公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁
<p>新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業（幼稚園型）を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p>	

(2) 保育サービスの充実

71	保育サービスの拡充（認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育）	福祉保健局
<p>地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。</p> <p>○認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設</p> <p>○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設</p> <p>○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設</p> <p>○家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業</p> <p>○小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業</p> <p>○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業</p> <p>○事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業</p> <p>○企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業（地域の児童も受け入れ可能）</p> <p>○定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス</p> <p>■事業目標（平成32年4月時点） 保育サービス利用児童数 60,000人増（平成29年度を含む）【中間見直しにおいて更新】</p>		

72	子育て推進交付金	福祉保健局
<p>子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。</p>		
73	☆<保育サービスの拡充>認可保育所	福祉保健局
<p>○保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの施設整備に要する費用を補助することにより、保育所の設置等を促進する。 ○賃貸物件を用いた保育所を新たに整備する場合の改修費等及び賃借料を補助することにより、保育所の設置を促進する。</p>		
74	☆<保育サービスの拡充>認証保育所	福祉保健局
<p>大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費、修繕費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。</p>		
75	☆<保育サービスの拡充>認定こども園	福祉保健局 生活文化局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。</p>		
76	☆<保育サービスの拡充>定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局
<p>認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。</p>		
77	☆<保育サービスの拡充>家庭的保育事業	福祉保健局
<p>区市町村が認可する家庭的保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援するとともに、都独自の家庭的保育事業に取り組む区市町村を引き続き支援することにより、家庭的保育事業の拡充を促進する。</p>		
78	☆<保育サービスの拡充>小規模保育事業	福祉保健局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。</p>		
79	<保育サービスの拡充>居宅訪問型保育事業	福祉保健局
<p>○区市町村が認可する居宅訪問型保育事業を活用した区市町村による保育サービス拡充の取組を支援する。 ○保護者の負担軽減を図るため、保護者の実費負担となっている保育者の交通費等の一部を補助する。<子供家庭支援区市町村包括補助事業></p>		
80	☆<保育サービスの拡充>事業所内保育事業	福祉保健局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による事業所内保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。</p>		
81	◆☆<保育サービスの拡充>企業主導型保育事業	産業労働局 福祉保健局
<p>○企業主導型保育施設の設置を促進するため、開設にあたり国の助成の対象とならない備品等の購入経費を支援するとともに、ウェブサイトを活用し、企業間の共同利用を支援する。 ○企業主導型保育の地域枠の確保・拡大を図るため、地域枠分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。</p>		

82	◆☆企業による保育施設設置支援事業	産業労働局
<p>必要な人材を確保するため、育児中の女性等の活用を考える企業に対し、企業内の保育施設設置に関する普及啓発を行うとともに、相談に対応する。</p>		
83	◆☆ベビーシッター利用支援事業	福祉保健局
<p>保育認定を受けたにもかかわらず、保育所等の保育サービスを利用できずに養育する乳幼児が待機児童となっている保護者又は育児休業を1年間取得した保護者が、入所決定までの間、就労のために認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を支援する。</p>		
84	◆☆認可外保育施設利用支援事業	福祉保健局
<p>認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図る。</p>		
85	◆☆緊急1歳児受入事業	福祉保健局
<p>待機児童が多い1歳児を、新設の認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、緊急的に受け入れる区市町村を支援する。</p>		
86	☆待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局
<p>保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乗せし、待機児童解消に向けた区市町村の取組を支援する。</p>		
87	◆保育環境改善等事業	福祉保健局
<p>駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、待機児童の解消を図る区市町村を支援する。</p>		
88	☆保育所等用地確保の支援	福祉保健局
<p> 所有地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。 ○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。 ○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減する。 </p>		
89	◆☆民有地マッチング事業	福祉保健局
<p>民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援する。</p>		
90	◆福祉インフラ民有地マッチング協議会	福祉保健局
<p>不動産情報を有する業界団体や金融機関、東京都で構成する福祉インフラ民有地マッチング協議会において、物件情報の共有方法や保育所等の施設整備に係る情報提供方法などについて協議を行い、民有地や空き家等を活用した保育所等の整備を進める。</p>		
91	◆とうきょう保育ほうれんそう	福祉保健局
<p> 所有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの所有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。 ＊ほうれんそう：「方法のアドバイス（ほう）」、「連携（れん）」、「相談（そう）」の頭文字をとったもの。 </p>		

92	◆☆民有地を活用した保育所等整備促進税制	主税局
待機児童の解消に向け、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を減免する。		
93	◆認証保育所に対する減免	主税局
認証保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進を図るため、その事業者に課する不動産取得税、固定資産税・都市計画税（23区内）及び事業所税（23区内）を減免する。		
再掲	子供家庭支援区市町村包括補助事業 （先駆的事業・選択事業・一般事業）	福祉保健局
（*NO.1 参照）		
94	夜間保育事業	福祉保健局
保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。		
95	延長保育事業	福祉保健局
保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。		
96	休日保育事業	福祉保健局
保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。		
97	☆病児保育事業の充実	福祉保健局
<p>○病中又は病気の回復期等において、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。</p> <p>○病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。</p> <p>■事業目標（31年度） 160か所</p>		
98	◆☆医療的ケア児への支援 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金＞	福祉保健局
医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師の派遣や、医療的ケアを行う看護師、保健師、又は助産師を保育所等に配置する区市町村を支援する。		
99	◆☆送迎保育ステーション事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉保健局
自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援する。		
100	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	関係各局
民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する（平成28年10月設置済み）。		

101	保育の質の確保	福祉保健局
<p>○保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。</p> <p>○質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。</p> <p>○区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。</p> <p>○認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。</p> <p>○認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行う。</p> <p>○保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。</p> <p>○認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向けた受け皿の拡大を図る区市町村を支援する。</p>		
102	◆☆保育所等における児童の安全対策強化事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞	福祉保健局
<p>ベビーセンサー等の設備の導入を支援することにより、児童の安全対策を一層強化するとともに、保育従事職員の心理的な負担軽減を図る区市町村を支援する。</p>		
103	☆保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉保健局
<p>アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、障害児保育、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。</p>		
104	☆保育人材の確保及び定着支援	福祉保健局
<p>○保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。</p> <p>○保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。</p> <p>○指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。</p> <p>○保育事業者等が保育従事者向けの宿舍を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。</p> <p>○保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。</p> <p>○保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。</p> <p>○保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援する。</p> <p>○保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進する。</p> <p>○保育所等の職員に対し、臨床心理士等による相談・助言等を行い、保育従事職員等の定着を図る区市町村を支援する。</p> <p>○認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。</p> <p>○認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。</p> <p>○書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所等におけるICT化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。</p>		

105	◆保育士等キャリアアップ研修支援事業	福祉保健局
<p>技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援する。</p>		
106	☆都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施	病院経営本部
<p>区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立・公社病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。</p>		
107	◆☆☆森と自然を活用した保育等の推進	福祉保健局 生活文化局
<p>森林・里山・緑地等の自然環境を活用した園外活動を実施する保育所等を支援することにより、保育等の質の向上を図るとともに、子供の「生きる力」を育む。</p>		

(3) 認定こども園

108	☆認定こども園の設置支援	福祉保健局 生活文化局
<p>開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。</p>		
109	保育教諭の確保	福祉保健局 生活文化局
<p>保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用（任用）されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。</p>		

(4) 就学前教育と小学校教育との連携

再掲	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁
<p>(*NO.64参照)</p>		

コラム④

「きらきら0年生応援プロジェクト」(北区)

～小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実と家庭の教育力の援助を目指して～

○ 北区では、0歳から中学校卒業までの子どもの育ちや学びの連続性を大切にし、子ども一人ひとりの成長の違いにも配慮した教育を推進しています。平成22年度より「きらきら0年生応援プロジェクトチーム」を創設し、就学前教育・保育の充実と家庭教育の支援を目指して、下記の事業を推進しています。

1. 区内の保育園・幼稚園の園児と小学生との交流活動の推進

園児が近隣の区立小学校で学校給食を体験したり、小学生と一緒に遊んだり、学校行事や授業を参観したりと、互恵性のある交流活動の計画と実施を推進しています。

<平成29年度の交流活動実施状況>

※近隣の保育園・幼稚園と1回以上交流した区立小学校 35校/35校
実施率100%

※近隣の区立小学校と1回以上交流した保育園・幼稚園 82園/89園
実施率 92% (89園は5歳児が在園している園数)

2. 小学校との連続性を踏まえた就学前教育・教育とスタートカリキュラムの充実

5歳児が在園する区内公私立の保育園・幼稚園の保育者と区立小学校の1年生担任を対象に下記の研修会を実施し、小学校への育ちと学びを見通した就学前教育・教育と幼児期の育ちと学びを踏まえた1年生のスタートカリキュラムの工夫を図ります。

<平成29年度の研修会実施状況>

研修会名	開始年度	開催数	研修内容	研修会参加校園数	参加延人数
5歳児・1年担任合同研修会	平成23年度	年3回	講義・実技研修 1年生の授業参観	小学校35校/35校 保・幼68園/89園	59名 267名
4歳児担任研修会	平成25年度	年3回	講義・実技研修	保・幼71園/89園	248名
3歳児担任研修会	平成29年度	年1回	講義	保・幼65園/89園	92名

3. 園内研修を充実し、子どもの育ちと学びの連続性を大切にする保育の実践

5歳児が在園する区内公私立の保育園・幼稚園を対象に、コーディネーター派遣を希望する園を4～5名の保育コーディネーターで担当し、月1回(年10回)各園を訪問して保育観察と研究協議を通して保育を振り返る研修を行います。

<平成24～29年度までの6年間のコーディネーター派遣実施状況>

コーディネーター派遣実施園数 49園/89園(49園の内2年連続派遣園12園)

4. 家庭の教育力の援助

(1) 平成26年度より、小学校入学を迎える5歳児保護者を対象に、入学に向けての子育て、放課後の子どもの居場所などの悩みや不安の軽減を図るために「北区小学校入学前子育てセミナー」を下記の内容で開催し、毎年200名前後の保護者が参加しています。

(2) 「家庭で体験させたい10の大切なこと」の取り組みの一環として、平成29年度より4・5歳児の保護者並びに幼児教育施設の保育者を対象とした「講演会」を開催しました。約120名の参加者からは次のような感想が多数あり、次年度以降も開催します。

- ・子どもの気持ちを受け止める。理解するように努める。子どものよいところを見つけてすぐほめる。頭ごなしに大人の言い分を押し付けない。大切なことを学べました。
- ・片付けを身に付けさせるコツがとても参考になりました。
- ・入学までに何を意識して生活していけばよいのか、よく分かりました。

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや、実際に自立するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

【1 子供の生きる力*を育む環境の整備】

- 都独自の学力調査や授業改善の一層の推進により、基礎的・基本的な事項の確実な定着や思考力・表現力等の育成を図るとともに、「習熟度別指導ガイドライン」に沿って、児童・生徒一人ひとりの学力向上を図っていきます。
- 「アクティブプラン to 2020 総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」に基づく児童・生徒の一層の体力向上を推進します。
- 都独自の東京都道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進します。
- いじめ問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施します。
- 区市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進します。
- 使える英語力、豊かな国際感覚、日本人としての自覚や誇りを持ち、国際社会で活躍するグローバル人材を育成するための教育環境を整備していきます。
- 私立学校に在学する児童・生徒数は、高校では約6割、幼稚園や専修学校では9割以上を占めており、私立学校は都の公教育の重要な役割を担っています。建学の精神に基づく特色ある教育活動を実践する私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を行います。

【2 次代を担う人づくりの推進】

- ひきこもり、非行等の困難を抱える若者をはじめ、若者全般の社会的自立に向けて、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。
- 未来を担う子供や青少年が東京の芸術文化を享受し、創造的な才能を育成できるよう支援します。
- 低所得世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況にかかわらず本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。
- 子供たちが自らの将来像を具体的に描き実現していけるよう、勤労観や職

業観を育成する取組を推進していきます。

- 不登校や高校中途退学に関し、実態を把握し、区市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進していきます。
- 若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

【3 放課後の居場所づくり】

- 学童クラブについて、区市町村が利用者のニーズを的確に把握し、新基準を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保し、いわゆる待機児童を解消できるよう支援します。また、放課後児童支援員の適切な配置に向け、研修を実施します。
- 放課後子供教室を全小学校区で実施するとともに、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上を図ります。
- 子供が気軽に立ち寄ることができ、食事の提供や学習支援等を行う居場所（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。
- 子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。

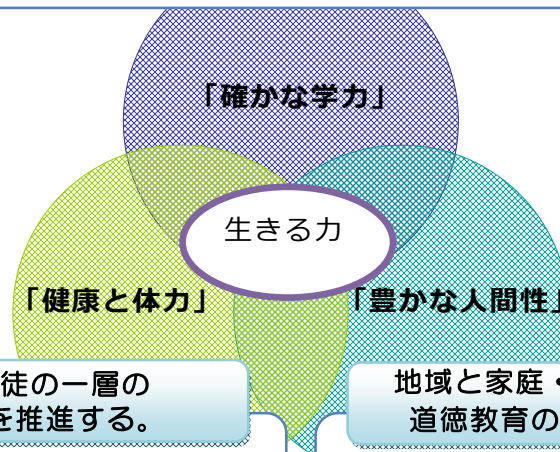
*生きる力：「目標2 乳幼児期における教育・保育の充実」参照

目標3 【1 子供の生きる力を育む環境の整備】

変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちに求められるものは、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」であり、その育成のための環境を整えていきます。

児童・生徒一人ひとりの学力向上を図る。

- 都独自の学力調査の結果を踏まえた授業改善や習熟度別指導ガイドラインに沿った効果的な指導を推進する。
- 理数教育の推進により科学技術分野への関心を高め、学力の向上を図る。



児童・生徒の一層の体力向上を推進する。

- 東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図る。
- スポーツを楽しむ地域の環境を整備する。

地域と家庭・学校が連携した道徳教育の取組を推進する。

- 東京都道徳教育教材集等の活用及び道徳授業地区公開講座の充実・推進
- 伝統文化や自然体験等により親子の触れ合いを促進する。
- 奉仕体験の実施により規範意識や公共心を身に付ける。

〈2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けての取組〉

オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などに果たしてきた役割などをより深く理解し、国際社会の平和と発展に貢献できる人材の育成のため、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

教育環境の整備

- 外国人英語指導者等の配置
- TOKYO GLOBAL GATEWAYの設置

- いじめ総合対策
- いじめ相談ホットライン

- スクールカウンセラーの配置
- スクールソーシャルワーカーの活用
- アドバイザリースタッフの派遣

- 学校と家庭の連携推進

- ICT環境の整備

- 私立学校への助成

目標3 【2 次代を担う人づくりの推進】

次代を担う子供たちが、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくりや実際に自立するための支援を進めます。

■ 芸術・文化を通じた子供の育成

舞台芸術や伝統芸能等に触れ、体験することにより、子供たちの文化を生み出す心を育み、創造的な才能を育成します。

- ・子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- ・芸術文化を通じた子供たちの育成

■ ひきこもり・非行少年対策

ひきこもり、非行等の困難を抱える若者をはじめ、若者全般の社会的自立に向けて、関係機関の連携強化を図り、切れ目のない支援をします。

- ・ひきこもり等社会参加支援事業
- ・若者総合相談支援事業

■ 就労観・職業観の育成

高校生の勤労観・職業観を育成するために、関係機関との連携等によりインターンシップの充実・拡大を図ります。

- ・勤労観・職業観育成推進プラン

■ 若年者への就業支援

若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進します。

- ・若年者の雇用就業支援事業
- ・若年者能力開発訓練

■ 不登校・中途退学対策

不登校や高校中途退学に関する調査・研究を実施し、区市町村や関係機関等との連携により未然防止策や子供の社会的自立に向けた取り組みを推進していきます。

- ・不登校・中途退学対策事業
- ・都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業

■ 低所得者世帯への学習支援

低所得者世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況にかかわらず、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援します。

- ・生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業

次代を担う子供たちの社会的自立

目標3 【3 放課後の居場所づくり】

子供たちの放課後の安全・安心な居場所が確保できるよう、学童クラブ事業と放課後子供教室を確実に実施・運営する区市町村を支援するとともに、これを支える人材の育成を図ります。

学童クラブ

◆ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後に遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る

◎ 平成31年度末までに登録児童数 19,000 人増【中間見直しにおいて更新】

《従うべき基準》

・放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人は補助員で代替可）

《参酌すべき基準》

・授業休業日は1日8時間以上・それ以外の日は1日3時間以上開所

・児童1人につき概ね1.65㎡以上確保

・ひとつの支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下

◆ 開所時間延長等のニーズに応えるため、都型学童クラブ事業を実施

放課後子供教室

◆ すべての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して安全・安心な子供の居場所を設け、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ等の活動を行うことにより、地域社会で健やかに育まれる環境づくりを推進する

◎ 平成31年度までに全小学校区で実施

放課後子ども総合プラン

両事業を、一体的に
又は連携して実施

それぞれの事業に適切な人材の確保・育成を図るとともに、連携して事業に取り組めるよう、研修を実施

塾・習い事

スポーツクラブ

民間類似事業

ファミリーサポートセンター事業

親族宅

など他にも様々な居場所

- ・ 東京都放課後子供総合プランスタッフ等研修（両事業従事者を対象）の開催
- ・ 推進委員会において、両事業の連携方法等について検討

放課後児童支援員認定資格研修

◆ 放課後児童支援員として学童クラブに従事しようとする職員が、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技術を習得し、有資格者となるために、都道府県が実施

人材の確保・育成

《目標3 施策の体系》

(1) 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備

- 「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施
- 地域スポーツクラブの設立・育成支援事業
- 子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する地域スポーツクラブの拡大 ※平成28年度終了
- ファミリースポーツ促進事業
- 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進
- オリンピック・パラリンピック教育の推進
- スポーツ特別強化校の指定
- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施
- 校内寺子屋
- 都立高校学カスタンダードに基づく指導
- 都立専門高校技能スタンダードの実施
- 理数教育の推進
- 学校教育におけるICT環境整備の促進
- 道徳教育の推進
- スクールサポーター制度
- 親子ふれあい教室 ※平成29年度終了
- 奉仕体験活動の充実
- 思春期に係る相談、研修の実施
- HIV／エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施
- エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布
- 未成年者の喫煙防止対策
- 生涯を通じた女性の健康支援事業(再掲)
- 地域における青少年の健全育成
- 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
- 東京都教育の日の設定による地域の協働の推進
- 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>(再掲)
- 私立学校への助成
- 学校と家庭の連携推進事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- いじめ総合対策【第2次】
- スクールカウンセラー活用事業
- アドバイザリースタッフ派遣事業
- 東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン
- 子供の読書活動の推進(再掲)
- 防災教育の推進
- JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置
- 海外留学支援事業
- 私立学校教員海外派遣研修事業費補助
- 私立高等学校外部検定試験料補助
- 都立国際高校での国際バカロレアの取組
- 東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の設置
- 東京グローバル・ユース・キャンブ

(2) 次代を担う人づくりの推進

- 子供向け舞台芸術参加・体験プログラム
- 芸術文化を通じた子供たちの育成
- 中学生の職場体験
- 都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施
- 勤労観・職業観育成推進プラン
- 高等学校「家庭」における保育体験活動の充実
- 不登校・中途退学対策事業
- 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業
- ひきこもり等社会参加支援事業
- 地域における若者の自立等支援体制整備事業
- 若者総合相談支援事業
- 非行少年の立ち直り支援事業
- 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援
- 受験生チャレンジ支援貸付事業
- 被保護者自立促進事業
- 若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業)
- 若年者職業能力開発訓練

(3) 放課後の居場所づくり

- 子供の居場所創設事業(再掲)
- 子供食堂推進事業(再掲)
- 学童クラブ運営費補助事業
- 学童クラブの設置促進
- 児童館等整備費補助
- 放課後児童支援員認定資格研修
- 放課後子供教室

目標3「子供の成長段階に応じた支援の充実」の事業一覧

◆…中間見直しにおいて追加した事業
 ☆…2020実行プラン事業

(1) 子供の生きる力を育む環境の整備

110	☆「日本の伝統・文化理解教育推進事業」の実施	教育庁
<p>郷土や国に対する愛着や誇りをもち、国際社会で信頼される日本人を育てる教育の充実を図るため、次の取組を推進する。</p> <p>○都立高校において、都独自の教科・科目「日本の伝統・文化」を設定 ○日本の伝統・文化理解教育推進委員会を通じた学校の取組の充実 ○「日本の伝統・文化理解教育」に係る外部人材の活用支援</p>		
111	☆地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	オリンピック・パラリンピック準備局
<p>子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。</p> <p>■事業目標（32年度） 全区市町村で設置</p>		
	子育て世代向けのスポーツ教室等を実施する 地域スポーツクラブの拡大 ※平成28年度終了	オリンピック・パラリンピック準備局
<p>子育て世代のスポーツ参加の促進並びに親子等でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の整備を図ることを目的として、自ら企画・運営を行う都内の地域スポーツクラブの普及拡大を図る。</p>		
112	◆☆ファミリースポーツ促進事業	オリンピック・パラリンピック準備局
<p>子供と共に楽しみながら体力向上にもつながるスポーツ・レクリエーションを通じて、子育て世代のスポーツ習慣の定着や都民のスポーツの裾野拡大を図るため、子育て中の親子等を主な対象としたスポーツ交流会、体験教室等の事業を支援する。</p>		
113	総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁
<p>「子供の体力向上推進本部」の設置により、社会総がかりで行う子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。</p> <p>具体的には、東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図る。</p> <p>■事業目標 平成32年度までに、体力合計点平均値の東京都平均値を、小学生は都道府県別の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。</p>		
114	☆オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育庁 生活文化局
<p>次の事業を実施することにより、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。</p> <p>○オリンピック・パラリンピック教育の全校展開（公立学校） ○段階に応じたボランティア活動等を推進する「東京ユースボランティア」（公立学校） ○障害者スポーツの体験や交流会等を実施する「スマイルプロジェクト」（公立学校） ○アスリートとの直接交流を実施する「夢・未来プロジェクト」（公立学校及び私立学校） ○多様性を学ぶとともに直接交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」（公立学校） ○環境への取組を推進する「スクールアクション『もったいない』大作戦」（公立学校）</p>		

115	スポーツ特別強化校の指定	教育庁
都立高校の部活動強化を通じ、他の生徒への運動に対する興味を喚起し、スポーツの裾野拡大や体力・運動能力の向上、心身の健全育成を図る。		
116	☆「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁
<p>児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。</p> <p>○学習指導要領の目標・内容の実現状況及び読み解く力の定着状況を把握するため、小学校第5学年の児童及び中学校第2学年の生徒を対象に、国語、社会、算数・数学、理科、英語(中学校のみの調査を悉皆で実施する。</p> <p>○学力調査の結果を分析し、授業改善のポイントを示した報告書を作成し、各学校に配布するとともに、保護者向けのリーフレットを作成し、配布する。</p> <p>○学力調査の結果に基づき、学力に課題がみられる学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。</p> <p>○基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用を図り、基礎的・基本的な事項の定着を図る。</p> <p>○「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進する。</p>		
117	◆校内寺子屋	教育庁
義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として10校を指定し、実施している。平成30年度から、指定校を30校に拡充して実施する。		
118	☆都立高校学カスタンダードに基づく指導	教育庁
具体的な学習目標を明示した「都立高校学カスタンダード」を参考に、都立高校が自校の学カスタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。		
119	☆都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁
専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。		
120	理数教育の推進	教育庁
科学の専門家から直接指導を受ける「ジュニア科学塾」の実施、理数リーディング校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。		
121	☆学校教育におけるICT環境整備の促進	教育庁 生活文化局
学校教育におけるICT環境整備の促進により、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め学力を向上させるとともに情報活用能力を育成する。		
122	道徳教育の推進	教育庁
東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、子供たちの豊かな心の育成について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。		

123	スクールサポーター制度	警視庁
<p>児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。</p>		
—	親子ふれあい教室 ※平成29年度終了	教育庁
<p>感動を共有し、親子のふれあいを促進するため、日本の伝統文化体験をはじめ自然体験・スポーツ活動等の親子を対象とした教室を開催する。</p>		
124	奉仕体験活動の充実	教育庁
<p>生徒が、奉仕体験を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身に付けるために、都立高校全校で、奉仕体験活動を推進している。</p>		
125	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局
<p>ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携し、的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会（研修）や、家族向けの家族講座の開催 		
126	HIV／エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	福祉保健局
<p>都民のHIV／エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。</p>		
127	エイズ理解・予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成・配布	教育庁
<p>都立中学校、都立中等教育学校、都立高校、都立特別支援学校の児童・生徒を対象に、パンフレットを作成、配布することにより、エイズへの理解や予防を推進する。</p>		
128	☆未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局 教育庁
<p>未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学生用リーフレット等の作成・配布やホームページ等による普及啓発 ○小中高校生を対象に未成年者喫煙防止ポスターコンクールの実施や、大学生を対象とした喫煙・受動喫煙の健康影響についての普及啓発を実施 ○小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募 		
再掲	☆生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
<p>（*NO.2参照）</p>		
129	☆地域における青少年の健全育成	青少年・治安対策本部
<p>青少年の正義感や倫理観などを育む取組に加え、地域の中で多様性の尊重や受容の意識を育む機会を提供するとともに、区市町村等が実施する青少年の健全育成に向けた取組を推進する。</p>		
130	☆学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁
<p>地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の地域学校協働活動推進事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「地域学校協働本部」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。</p>		

131	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁
都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。		
再掲	子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
（*NO.40参照）		
132	私立学校への助成	生活文化局
私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。		
133	学校と家庭の連携推進事業	教育庁
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。		
134	☆スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。		
135	☆いじめ総合対策【第2次】	教育庁
平成29年2月改訂の「いじめ総合対策【第2次】」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、軽微ないじめも見逃さず、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策【第2次】」に示す取組を確実に実施していく。		
136	☆スクールカウンセラー活用事業	教育庁
いじめや不登校等の未然防止、改善、解決及び学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。		
137	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁
専門家アドバイザースタッフ（臨床心理士等）や学生アドバイザースタッフを学校に派遣し、不登校や集団不適應の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。		
138	東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン	教育庁
いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。		
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁
（*NO.66参照）		

139	防災教育の推進	教育庁 生活文化局
<p>「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。</p> <p>また、国立・私立学校においては、「防災ノート」の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。</p>		
140	☆JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁 生活文化局
<p>JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人から、平成29年度には220人に拡大し、すべての都立高校及び中等教育学校に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。生徒がJETから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。</p>		
141	☆海外留学支援事業	教育庁 生活文化局
<p>都立高校生等を対象とした次世代リーダー育成道場により、様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で、海外留学を経験させる。</p> <p>また私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。</p>		
142	◆☆私立学校教員海外派遣研修事業費補助	生活文化局
<p>世界で活躍するグローバル人材育成のため、指導力向上を目的に、私立学校が教員（国語、数学、英語、社会、理科の5教科が対象）を海外研修に派遣した場合にその経費の一部を補助する。</p>		
143	◆☆私立高等学校外部検定試験料補助	生活文化局
<p>都立国際高校のバカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得により海外大学進学を推進する。</p>		
144	☆都立国際高校での国際バカロレアの取組	教育庁
<p>都立高校卒業後に、様々な国や地域から学生が集まる世界の大学に進学し、多様な価値観を持つ学生と切磋琢磨できるよう教育環境を整備するため、都立国際高校において、海外の大学への進学資格を取得できる国際バカロレアの認定を取得する。</p>		
145	☆東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の設置	教育庁
<p>小学生から高校生までを主な対象とし、体験的で実践的な学習を通じて、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語学習の意欲を自ら向上させることを目的に、民間事業者とともにTOKYO GLOBAL GATEWAYを開設する。児童・生徒8人につき1人のイングリッシュ・スピーカーが常に付き添い、海外の日常生活シーンや文化、ビジネス、国際貢献などの多彩な内容を、英語漬けで体験する。</p>		
146	東京グローバル・ユース・キャンプ	教育庁
<p>独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）と連携した都立高校生対象の体験研修を実施し、JICA訓練所における宿泊研修等を通じて、「国際社会の一員としての自覚」や「社会に貢献する意欲と主体的に行動する力」をもつ人材の育成を図る。</p>		

(2) 次代を担う人づくりの推進

147	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム	生活文化局
子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。		
148	☆芸術文化を通じた子供たちの育成	生活文化局
子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。		
149	中学生の職場体験	青少年・治安対策本部 教育庁
中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。		
150	☆都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施	教育庁
教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識を向上させる。		
151	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁
高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。		
152	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁
都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。		
153	不登校・中途退学対策事業	教育庁
不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。		
154	☆都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁
都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。		
155	☆ひきこもり等社会参加支援事業	青少年・治安対策本部
ひきこもりで悩んでいる若者やそのご家族、友人等を対象とした電話相談や電子メール相談、訪問による相談等を行うとともに、NPO法人等と協働して「ひきこもり等の若者支援プログラム」に基づく各種の支援事業を実施している。		
156	☆地域における若者の自立等支援体制整備事業	青少年・治安対策本部
子供・若者自立等支援体制の整備（子供・若者支援地域協議会の設置、子供・若者計画の策定、相談窓口及び支援事業の整備）を実施する区市町村に対して、費用の一部を補助するほか、区市町村職員向け研修会や情報交換会を行い、住民に身近な地域での支援体制の整備を推進する。		

157	☆若者総合相談支援事業	青少年・ 治安対策本部
「東京都若者総合相談センター」において、電話、メール相談に加え来所相談を実施し、幅広い分野にまたがる若者の問題の一次的な受け皿として相談を受け付け、適切な支援機関につなぐことにより、若者の社会的自立を後押しする。		
158	☆非行少年の立ち直り支援事業	青少年・ 治安対策本部
非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを地域で支援するため、更生保護活動に当たる保護司との連携や、普及啓発活動を行っている。		
159	☆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供を対象として、学習支援に加え、居場所の提供や進路相談等を行う。		
160	☆受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。		
161	被保護者自立促進事業	福祉保健局
生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小4～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助している。		
162	若年者の雇用就業支援事業（東京しごとセンター事業）	産業労働局
進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。		
163	☆若年者能力開発訓練	産業労働局
30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を実施している。		

(3) 放課後の居場所づくり

再掲	◆☆子供の居場所創設事業	福祉保健局
（*NO.49参照）		
再掲	◆☆子供食堂推進事業	福祉保健局
（*NO.50参照）		

164	学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局
<p>就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していく。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援する。</p> <p>都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図る。</p> <p>■事業目標（31年度末（32年5月））【中間見直しにおいて更新】 登録児童数 19,000人増</p>		
165	☆学童クラブの設置促進	福祉保健局
<p>既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。</p>		
166	☆児童館等整備費補助	福祉保健局
<p>児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。</p>		
167	放課後児童支援員認定資格研修	福祉保健局
<p>学童クラブ事業に従事しようとする者が、放課後児童支援員として必要な知識や技能を習得できるよう研修を実施する。</p>		
168	☆放課後子供教室	教育庁
<p>すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p> <p>■事業目標（31年度） 全小学校区に設置</p>		

コラム⑤

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携（中野区）

～学童クラブとキッズ・プラザの運営～

○ キッズ・プラザ事業

中野区のキッズ・プラザ事業は、小学生が広い校庭や体育館を活用してのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全安心な遊び場」として、小学校内で実施しています。

2006年、キッズ・プラザと遊び場開放事業の統合による子どもたちの放課後対策事業を放課後子どもプランに位置付け、塔山小学校に第1号のキッズ・プラザ塔山を開設して以来、2016年までに8小学校で展開しています。

〔2016年度実績 8か所 2352日実施〕



▲キッズ・プラザでのびのび集団遊び

○ キッズ・プラザの利用

キッズ・プラザの利用は登録制で、中野区内に住むか、区内の学校に在籍している小学生は登録ができます。一度登録すれば中野区内のすべてのキッズ・プラザを利用することができます。ICカード（利用証）で児童の入退室のチェックをします。下校時にランドセルを背負ったまま利用することも、一旦帰宅してから利用することもできます。利用料は無料です。

○ 学童クラブは小学校内でキッズ・プラザと併設

すべての小学校区に区立学童クラブを設置し、多くは児童館内に併設されていますが、児童館のキッズ・プラザへの移行計画に伴い、小学校内に移転していきます。

学童クラブ在籍のお子さんは、おやつや昼食を食べたり、帰りの会などの独自の活動は専用の学童クラブ室で過ごしますが、他の時間帯は校庭や体育館で自由に遊んだり、キッズ・プラザで実施する活動には一緒に参加しています。



▲キッズ・プラザで縁日を実施しました

○ 今後の展開

すべての小学校にキッズ・プラザを整備していきます。また、キッズ・プラザと学童クラブの運営は、一体的に民間事業者へ委託し、民間活力による多様な活動の展開を目指します。

放課後子ども教室として、地域の方々の協力を得てプログラムを充実し、今後は高学年児童にとって魅力ある活動の展開が課題です。学童クラブと一体的に実施するキッズ・プラザをすべての小学生が安全で充実した放課後を過ごすことができる場としていきます。

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会を実現していく必要があります。

一方、子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供への支援、慢性的な疾病を抱える子供への支援についても、ニーズに応じた適切な取組が求められています。

すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

【1 子供の貧困対策の推進】

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。

【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。
- 一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。
- 児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差し伸べるという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

【3 社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的養護や施設の小規模化を進めます。
- 虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。
- 社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

- ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、個別・継続的な就労支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。
- 母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭に確実に支援が届くよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発に努めます。

【5 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

【6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。

目標4 【1 子供の貧困対策の推進】

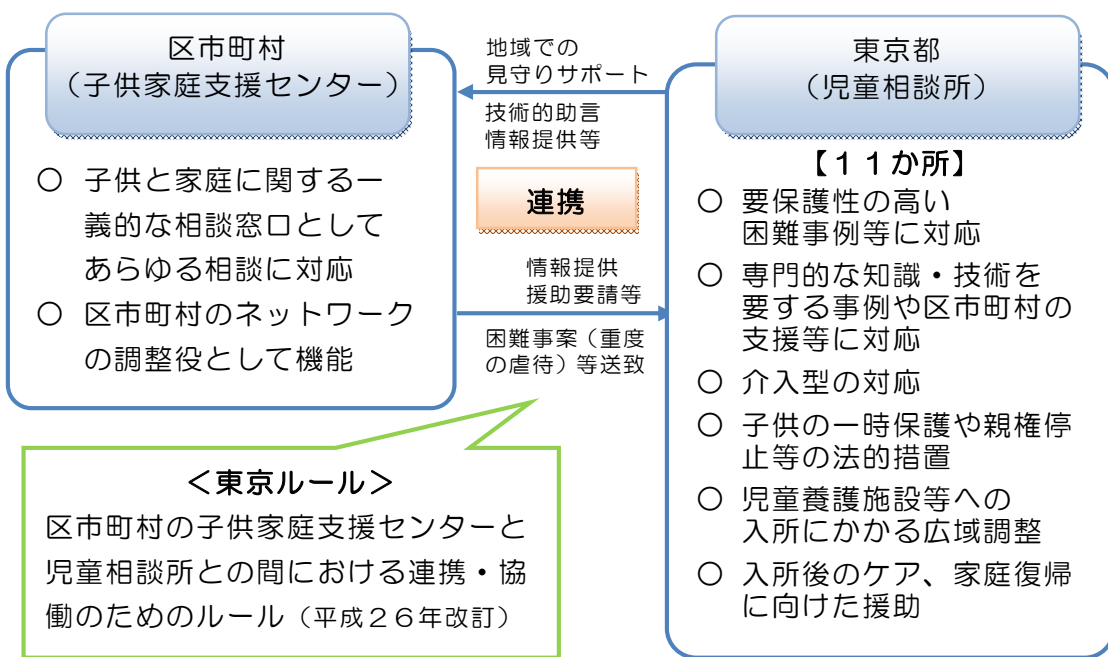
子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現に向けて、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。

子供の貧困に対する都の施策				
	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・教育扶助（基準額、教材代、学習支援等） ・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費） ・子供の学習支援事業 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度） ・若年者に対する公共職業訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカーによる生活相談・援助 ・ひとり親世帯の親の高校就学支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者就労準備支援事業 ・就労支援員による就労支援 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 ・就労活動促進費の支給 ・就労自立給付金の支給 ・母子家庭の母等に対する職業訓練等 ・就職支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による各種扶助 ・生活福祉資金の貸付
被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣）等				
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の学習支援事業（再掲） ・受験生チャレンジ支援貸付 ・教育費の負担軽減策 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲） ・子供の居場所創設事業 ・子供サポート事業 ・立上げ支援事業 ・若年者に対する公共職業訓練等（再掲） ・校内寺子屋 ・地域未来塾 ・放課後子供教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・家計相談支援事業 ・子供の居場所創設事業（再掲） ・子供サポート事業 ・立上げ支援事業（再掲） ・子供食堂推進事業 ・フードパントリー設置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲） ・母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲） ・就職支援（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金の支給 ・生活福祉資金の貸付（再掲）
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活及び学習支援（塾及び家庭教師派遣）） ・母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による相談・支援 ・ひとり親家庭等生活向上事業（相談支援、家計管理・生活支援講習会等） ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・高等職業訓練促進資金貸付事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・児童育成手当の支給 ・母子・父子福祉資金の貸付 ・女性福祉資金の貸付 ・ひとり親家庭等医療費助成
社会的養護の下で生活する子供	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設における学習・進学支援等 ・自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援強化事業 ・ジョブ・トレーニング事業 ・養育家庭等自立援助補助事業 ・児童養護施設退所者等の就業支援事業 ・児童養護施設退所者等に対するすまじ確認支援事業 ・専門機能強化型児童養護施設 ・乳児院の家庭養育推進事業 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等） ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（資格取得支援費等） ・自立援助促進事業
4分野における施策の調整・普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策支援事業 ・子育てサポート情報普及推進事業 	※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載（一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む）	

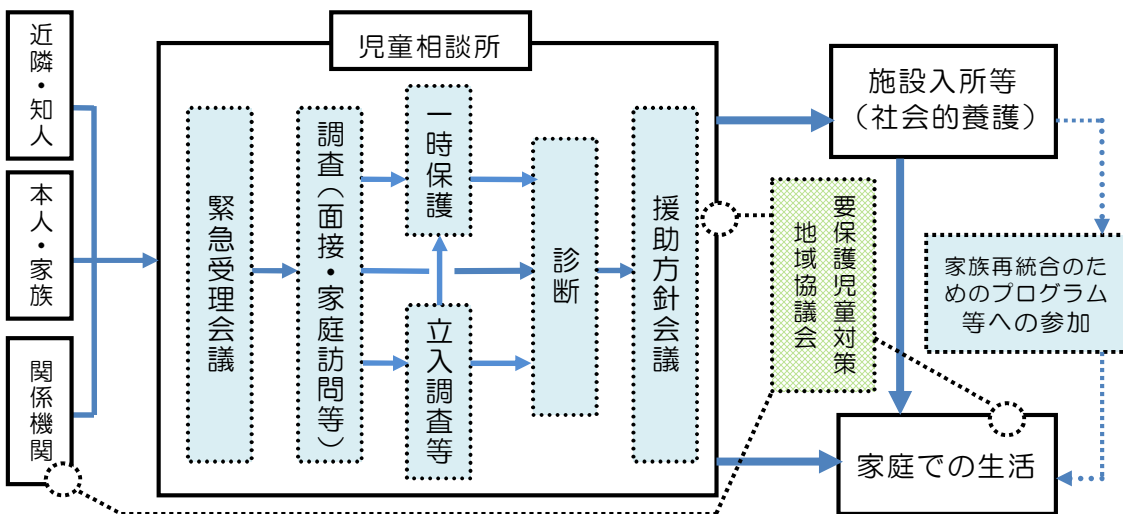
目標4 【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関と児童相談所との連携を強化するとともに、児童相談所の体制の整備や児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発により、児童虐待の未然防止と対応力の強化を図ります。

区市町村との役割分担及び連携の推進



児童相談所における虐待相談対応の流れ



目標4 【3 社会的養護体制の充実】

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供たちが、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、社会的養護の充実・強化に取り組めます。

社会的養護の課題

- 被虐待児童や個別的ケアが必要な子供が増加しており、適切な養育を受けられなかったことにより生じる様々な課題を解決するためには、一人ひとりの子供にきめ細かな支援が行えるよう、家庭的養護を推進するとともに、施設の専門機能や自立支援機能など、社会的養護施策の充実・強化を図ることが必要です。

具体的な取組

家庭的養護の推進

子供が、家庭的な雰囲気の中で地域と交流をもちながら生活できるよう、養育家庭等やファミリーホーム、グループホームなど、家庭的養護を一層推進していきます。

- ・養育家庭等支援の強化
- ・法人型ファミリーホーム設置促進
- ・サテライト型児童養護施設

施設等の機能強化

虐待等による問題を抱える子供への支援を充実するため、専門的な知識や技術を有する者を施設に配置し、きめ細かなケアや養育を行います。

- ・専門機能強化型児童養護施設
- ・乳児院の家庭養育推進事業
- ・連携型専門ケア機能児童養護施設

継続した自立支援

社会的養護の下で育つ子供が、自らの意志で希望する未来を切り開いていけるように、入所中から退所後まで、自立に向けて一貫して支援していきます。

- ・自立支援強化事業（自立支援コーディネーターの配置）
- ・ジョブ・トレーニング事業

目標4 【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう、安定した就業と子供の健全な育成に繋げるため、相談支援の質の向上や就業支援の充実、子供の学習支援の推進などに取り組みます。

自立支援の3つの理念

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る

ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援

ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる条件の整備

自立に向けての取組

相談体制の整備

○ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応し、関係機関が連携して適切に支援

- ・ 利用しやすい相談体制の整備
- ・ 相談支援の質の向上
- ・ 関係機関の連携・強化
- ・ 養育費相談・面会交流支援の実施
- ・ 必要な家庭に届けるための普及啓発

就業支援

○ひとり親家庭のより安定した就業と収入確保のための支援

- ・ 正規雇用での就業や転職など状況に応じた支援
- ・ 安定就業の可能性を広げる資格取得や高卒程度認定のための支援等の実施
- ・ 地域の就業支援体制の強化
- ・ 在宅就業の機会の確保

子育て支援・生活の場の整備

○ひとり親家庭が子供を健全に育成できるよう、多様な支援策を展開

- ・ 保育、学童クラブ、子育て支援など様々なサービスによる支援
- ・ 都営住宅優先入居による住宅確保支援
- ・ 学習支援
- ・ 母子生活支援施設における支援

経済的支援

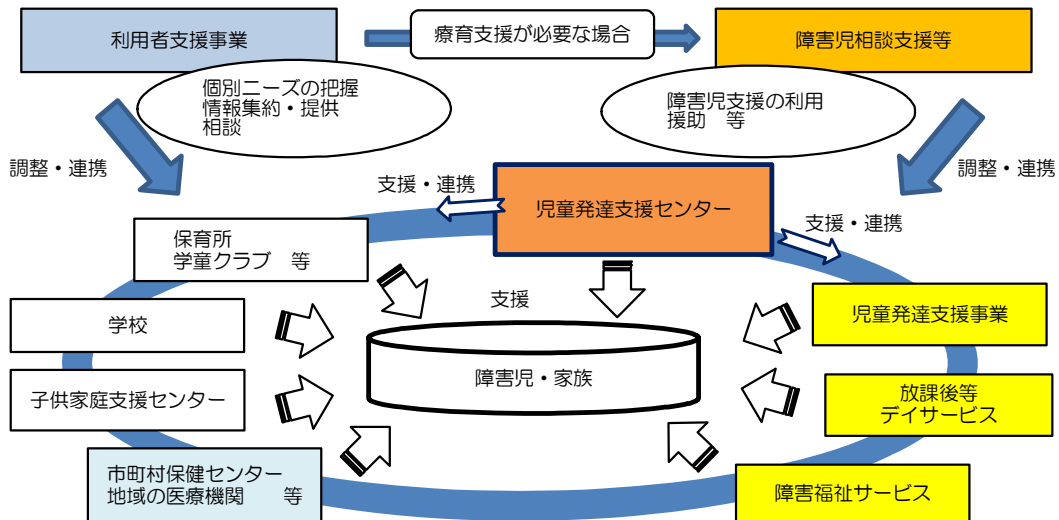
○ひとり親家庭の自立と子供の将来に向け、経済的に支援

- ・ 児童扶養手当、児童育成手当の支給
- ・ 母子及び父子福祉資金の貸付
- ・ 進学のための塾費用や受験費用の貸付
- ・ ひとり親家庭等への医療費の助成

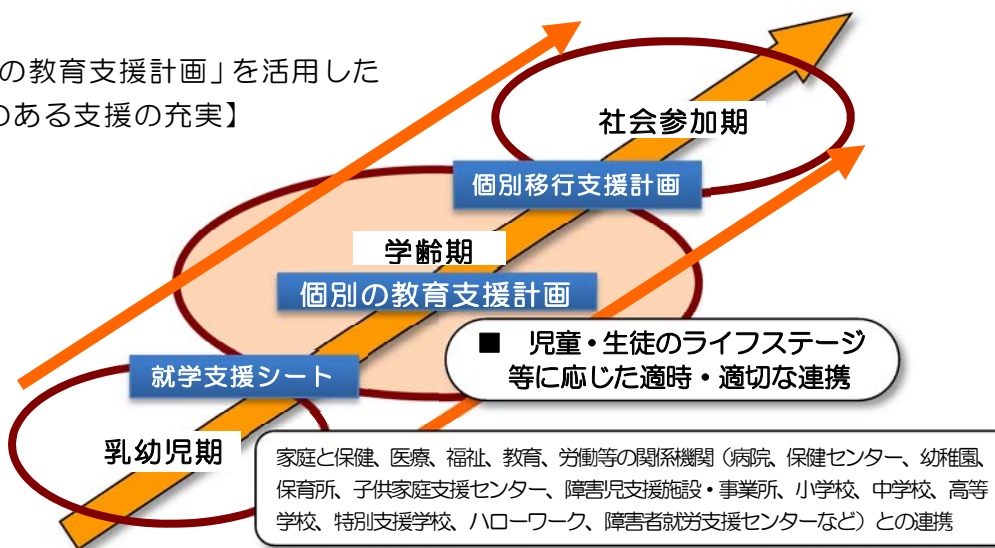
目標4 【5 障害児施策の充実】

- 障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受け入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性等に応じた支援をしていきます。
- 社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制構築に取り組みます。また、学校においては、「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。



【「個別の教育支援計画」を活用した一貫性のある支援の充実】



目標4 【6 慢性的な疾病を抱える児童等への支援の充実】

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図ります。

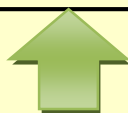
- 慢性疾患を抱える子供とその家族への公的支援策として、昭和49年度に医療費の自己負担部分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を開始
- 平成17年度に児童福祉法に根拠を持つ事業として法制化
- 小児慢性特定疾病対策の充実を図るため、平成26年5月、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立及び小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を児童福祉法に位置付け

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図ります。

実施事業

- 相談支援事業
療育相談支援、ピアカウンセリング等
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援
関係機関との連絡調整
各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ
患者個人に対し、地域における各種支援策の活用提案等
- その他の事業



地域関係機関とのネットワーク

地域関係機関と連携を図るとともに、情報を共有し事業を実施

- 地域の現状と課題の把握
- 地域資源の把握
- 課題の明確化
- 支援内容の検討

《目標4 施策の体系》

(1) 子供の貧困対策の推進

- 子供の貧困対策支援事業
- 子育てサポート情報普及推進事業
- 子供サポート事業立上げ支援事業
- フードパントリー設置事業
- 生活保護制度
- 生活福祉資金制度
- 公共職業訓練等の実施
- 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援(再掲)
- 受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲)
- 被保護者自立促進事業(再掲)
- 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援(再掲)
- 私立小中学校等就学支援実証事業
- 高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減
- 私立高等学校等特別奨学金
- 給付型奨学金(高等学校等)
- 高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減
- 就学奨励事業(特別支援学校)
- 育英資金事業費補助
- 子供の居場所創設事業(再掲)
- 子供食堂推進事業(再掲)
- 校内寺子屋(再掲)
- 地域未来塾
- 放課後子供教室(再掲)
- 母子・父子自立支援員による相談・支援
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ひとり親家庭等生活向上事業
- 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付
- 養護児童に対する自立支援機能の強化
- 自立生活スタート支援事業
- 養育家庭等自立援助補助事業
- 児童養護施設退所者等の就業支援事業
- 児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業
- 専門機能強化型児童養護施設
- 乳児院の家庭養育推進事業(専門養育機能強化型乳児院制度)
- 生活保護受給者等就労自立促進事業
- 生活困窮者自立支援制度
- 東京しごとセンター事業
- 東京都ひとり親家庭支援センター事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)
- 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業
- 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 女性福祉資金の貸付
- ひとり親家庭等医療費助成
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度
- 自立援助促進事業

(2) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

- 要支援家庭の早期発見に向けた取組(再掲)
- 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業(再掲)
- 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業(再掲)
- 子供家庭支援センター事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)(再掲)
- 要支援家庭を対象としたショートステイ事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)(再掲)
- 児童相談所の体制と取組の強化
- 医療機関における虐待対応力の強化
- 医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業
- 一時保護所における外部評価
- 一時保護所における第三者委員の導入
- 児童虐待防止の普及啓発
- 子供の権利擁護体制の強化

(3) 社会的養護体制の充実

- 家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム)の推進
- 乳児院の家庭養育推進事業(専門養育機能強化型乳児院制度)(再掲)
- 新生児委託推進事業
- 児童福祉施設の整備
- サテライト型児童養護施設の設置
- 専門機能強化型児童養護施設(再掲)
- 連携型専門ケア機能モデル事業
- 児童養護施設等の人材育成
- 東京都児童自立サポート事業
- フレンドホーム事業
- 養護児童に対する自立支援機能の強化(再掲)
- 自立生活スタート支援事業(再掲)
- 養育家庭等自立援助補助事業(再掲)

- 児童養護施設退所者等の就業支援事業(再掲)
- 児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業(再掲)
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(再掲)
- 被措置児童等虐待の防止・対応強化

(4)ひとり親家庭の自立支援の推進

- 東京都ひとり親家庭支援センター事業(再掲)
- 母子・父子自立支援員の資質の向上(母子・父子自立支援員研修)
- ひとり親家庭等生活向上事業(再掲)
- 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援
- 在宅就業推進事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)
- 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業(再掲)
- 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業(再掲)
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(再掲)
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業(再掲)
- ひとり親家庭への相談窓口強化事業
- 東京しごとセンター事業(再掲)
- 公共職業訓練の実施(再掲)
- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
- ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 ※平成27年度終了
- 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援(再掲)
- 受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲)
- 被保護者自立促進事業(再掲)
- 都営住宅の優先入居
- 母子生活支援施設等の支援力の向上
- 施設に入所する子供の自立支援の充実
- 母子生活支援施設等の施設整備
- 母子緊急一時保護事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)
- 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付(再掲)
- ひとり親家庭等医療費助成(再掲)
- 自立援助促進事業(再掲)
- 自立生活スタート支援事業(再掲)
- 若年被害女性等支援モデル事業

(5)障害児施策の充実

- 短期入所事業の充実
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 児童発達支援センターの設置促進
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進
- 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進
- 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業
- 相談支援従事者研修
- 発達障害児等への支援の充実
- 障害児等療育支援事業
- 重症心身障害児(者)への支援の充実 ※NO.245,247,248に再編
- 重症心身障害児等在宅療育支援事業
- 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業
- 障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置)
- 重症心身障害児通所委託(受入促進員配置)
- 重症心身障害児(者)通所運営費補助事業
- 医療的ケア児に対する支援のための体制整備
- 医療的ケア児訪問看護推進モデル事業
- 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業
- 肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実
- 医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充<専用通学車両の運行>
- 特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発
- 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発
- 知的障害特別支援学校における職業教育の充実
- 民間活力との連携による就労支援
- 特別支援学校のセンター的機能の発揮
- 公立学校における発達障害教育の推進
- 小・中学校における特別支援教育の普及・啓発
- 高等学校における特別支援教育の普及・啓発
- 特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発
- 特別支援教育の理解・啓発
- 都立特別支援学校における障害者スポーツの推進
- 子供の読書活動の推進(再掲)
- 特別支援教育を行う私立学校への助成

(6)慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

目標4「特に支援を必要とする子供や家庭への 支援の充実」の事業一覧

◆…中間見直しにおいて追加した事業
☆…2020実行プラン事業

(1) 子供の貧困対策の推進

169	◆☆子供の貧困対策支援事業	福祉保健局
生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する。		
170	◆☆子育てサポート情報普及推進事業	福祉保健局
生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。		
171	◆☆子供サポート事業立上げ支援事業	福祉保健局
貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援する。		
172	◆☆フードパントリー設置事業	福祉保健局
住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うと同時に、生活困窮者から生活の状況や困りごと等を聴くことで、適切な相談支援機関等に繋ぐ取組を行う区市町村を支援する。		
173	◆生活保護制度	福祉保健局
<p>国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育扶助（基準額、教材代、学習支援費等） ・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費等） ・就労自立給付金、就労活動促進費の支給 ・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施 ・ケースワーカーによる生活相談・援助 		
174	◆生活福祉資金制度	福祉保健局
低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。		
175	公共職業訓練等の実施	産業労働局
職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。		
再掲	☆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
（*NO.159参照）		
再掲	☆受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
（*NO.160参照）		

再掲	被保護者自立促進事業	福祉保健局
(*NO.161参照)		
再掲	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局
(*NO.69参照)		
176	◆私立小中学校等就学支援実証事業	生活文化局
<p>国の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」を受け、都内の私立小中学校等に通う児童生徒の保護者に対する授業料負担軽減事業を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を実施。</p>		
177	◆高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	教育庁 生活文化局 総務局
<p>高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。</p>		
178	◆☆私立高等学校等特別奨学金	生活文化局
<p>私立高等学校への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、修学を容易にする。</p>		
179	◆給付型奨学金（高等学校等）	教育庁 総務局
<p>家庭の経済状況が教育の格差につながることをないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校や特別支援学校（高等部）の生徒や都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。</p>		
180	◆高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	生活文化局 教育庁 総務局
<p>高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯及び区市町村税所得割額非課税世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。</p>		
181	◆就学奨励事業（特別支援学校）	教育庁
<p>都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて支給し、経済的負担軽減を図る。</p>		
182	◆育英資金事業費補助	生活文化局
<p>高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。</p>		
再掲	◆☆子供の居場所創設事業	福祉保健局
(*NO.49参照)		
再掲	◆☆子供食堂推進事業	福祉保健局
(*NO.50参照)		

再掲	◆校内寺子屋	教育庁
(*NO.117参照)		
183	◆地域未来塾	教育庁
経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。		
再掲	☆放課後子供教室	教育庁
(*NO.168参照)		
184	◆母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉保健局
ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。		
185	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局
ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。		
186	☆ひとり親家庭等生活向上事業	福祉保健局
ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。 ■事業目標（31年度） 62区市町村（子供の生活・学習支援事業又はNO.158「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」の実施）		
187	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉保健局
○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学（母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付）、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類子の修学資金の他、親の高校修学資金も対象		
188	☆養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局
○児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う（自立支援強化事業）。 ○児童に対する学習支援（塾への通塾費用）の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図る（児童養護施設における学習・進学支援等）。 ○児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する（ジョブ・トレーニング事業）。 ○施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供する。 ○施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図る ○措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給する（社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援）		

189	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
<p>児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。</p>		
190	◆養育家庭等自立援助補助事業	福祉保健局
<p>養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、元里子からの生活相談対応などの自立に向けた援助に取り組む養育家庭等を支援する。</p>		
191	◆児童養護施設退所者等の就業支援事業	福祉保健局
<p>職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図る。</p>		
192	◆☆児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業	福祉保健局
<p>児童養護施設等を退所する児童や母子生活支援施設を退所するひとり親世帯に対し、低廉な家賃で物件を提供することを条件に、都内の空きアパート等の改修経費を補助し、すまい確保を支援する。</p>		
193	☆専門機能強化型児童養護施設	福祉保健局
<p>虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。</p> <p>■事業目標（32年度） 全民間児童養護施設（54か所）</p>		
194	☆乳児院の家庭養育推進事業（専門養育機能強化型乳児院制度）	福祉保健局
<p>精神科医師や治療指導担当職員、個別ケア職員を配置し、被虐待児、病虚弱児、障害児等問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図る。また、里親交流支援員を配置し、家庭復帰が難しい児童に対し里親子の交流支援を強化し、あわせて家庭的養護の推進を図る。</p>		
195	◆生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉保健局
<p>生活保護受給者や児童扶養手当等受給者について、福祉事務所からハローワークに就労支援の要請があった場合、ハローワークにおいて担当者制を中心に連携して福祉事務所と一体となった就労支援を行う。</p>		
196	◆生活困窮者自立支援制度	福祉保健局
<p>経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。</p> <p>(1) 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援事業 ・ 住居確保給付金の支給 <p>(2) 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労準備支援事業 ・ 一時生活支援事業 ・ 家計相談支援事業 ・ 子供の学習支援事業(再掲：NO.159「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」) 		

197	東京しごとセンター事業	産業労働局
<p>東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。</p>		
198	☆東京都ひとり親家庭支援センター事業 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)	福祉保健局
<p>○相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施する。</p> <p>○就業支援 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。</p>		
199	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局
<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。</p>		
200	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局
<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。</p>		
201	◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉保健局
<p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。</p>		
202	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局
<p>児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。</p> <p>■事業目標（31年度） 62区市町村</p>		
203	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局
<p>ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進する。</p> <p>■事業目標（31年度） 62区市町村</p>		
204	◆女性福祉資金の貸付	福祉保健局
<p>配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支度、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度の11種類。</p>		

205	ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局
ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。		
206	◆児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	福祉保健局
児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。		
207	◆自立援助促進事業	福祉保健局
児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。		

(2) 児童虐待の未然防止と対応力の強化

再掲	☆要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局
(*NO.38参照)		
再掲	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉保健局
(*NO.53参照)		
再掲	◆子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業	福祉保健局
(*NO.54参照)		
再掲	子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
(*NO.40参照)		
再掲	☆要支援家庭を対象としたショートステイ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
(*NO.44参照)		
208	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局
児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図る。		
209	医療機関における虐待対応力の強化	福祉保健局
児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。		
210	◆医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	福祉保健局
児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。		

211	◆☆一時保護所における外部評価	福祉保健局
一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を実施する。		
212	◆☆一時保護所における第三者委員の導入	福祉保健局
一時保護所入所児童からの相談に対して適切な対応を図り、児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、第三者委員の仕組みを導入します。		
213	☆児童虐待防止の普及啓発	福祉保健局
児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。		
214	子供の権利擁護体制の強化	福祉保健局
様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。		

(3) 社会的養護体制の充実

215	☆家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進	福祉保健局
<p>○平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していく。</p> <p>○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。</p> <p>○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施する。</p> <p>○児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。</p> <p>○3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。</p> <p>■事業目標（31年度） ファミリーホームを42か所（うち法人型17か所）設置する。</p>		
再掲	☆乳児院の家庭養育推進事業（専門養育機能強化型乳児院制度）	福祉保健局
（*NO.194参照）		
216	◆☆新生児委託推進事業	福祉保健局
家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。		
217	☆児童福祉施設の整備	福祉保健局
児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。		

218	☆サテライト型児童養護施設の設置	福祉保健局
<p>施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図る。</p> <p>■事業目標 31年度までに3か所</p>		
再掲	☆専門機能強化型児童養護施設	福祉保健局
(*NO.193参照)		
219	☆連携型専門ケア機能モデル事業	福祉保健局
<p>都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。</p>		
220	児童養護施設等の人材育成	福祉保健局
<p>多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のキャリアアップを支援する。</p>		
221	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局
<p>児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。</p>		
222	フレンドホーム事業	福祉保健局
<p>児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。</p>		
再掲	☆養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局
(*NO.188参照)		
再掲	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
(*NO.189参照)		
再掲	◆養育家庭等自立援助補助事業	福祉保健局
(*NO.190参照)		
再掲	◆児童養護施設退所者等の就業支援事業	福祉保健局
(*NO.191参照)		
再掲	◆☆児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業	福祉保健局
(*NO.192参照)		
再掲	◆児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	福祉保健局
(*NO.206参照)		

223	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉保健局
<p>「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。</p>		

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

再掲	☆東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉保健局
<p>(*NO.198参照)</p>		
224	母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子自立支援員研修）	福祉保健局
<p>身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。</p>		
再掲	ひとり親家庭等生活向上事業	福祉保健局
<p>(*NO.186参照)</p>		
225	☆配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局
<p>配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 ○配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談） ○配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ○子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 ○各関係機関が統一した支援を行うための「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の配布 ○被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設機能の強化等） ○民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ○区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等</p>		
226	☆在宅就業推進事業	福祉保健局
<p>在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。</p>		
再掲	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局
<p>(*NO.203参照)</p>		
再掲	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局
<p>(*NO.199参照)</p>		
再掲	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局
<p>(*NO.200参照)</p>		
再掲	◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉保健局
<p>(*NO.201参照)</p>		
再掲	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局
<p>(*NO.202参照)</p>		

227	ひとり親家庭への相談窓口強化事業	福祉保健局
福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。		
再掲	東京しごとセンター事業	産業労働局
(*NO.197参照)		
再掲	公共職業訓練等の実施	産業労働局
(*NO.175参照)		
228	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局
ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。		
—	ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 ※平成27年度終了	福祉保健局
<p>○ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援する。</p> <p>○学習支援の推進 ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業または生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進する。</p>		
再掲	☆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援	福祉保健局
(*NO.159参照)		
再掲	☆受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
(*NO.160参照)		
再掲	被保護者自立促進事業	福祉保健局
(*NO.161参照)		
229	都営住宅の優先入居	都市整備局
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。		
230	母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉保健局
母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。		
231	施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉保健局
養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。		

232	母子生活支援施設等の施設整備	福祉保健局
老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。		
233	母子緊急一時保護事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。		
再掲	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉保健局
(*NO.187参照)		
再掲	ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局
(*NO.205参照)		
再掲	◆自立援助促進事業	福祉保健局
(*NO.207参照)		
再掲	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
(*NO.189参照)		
234	◆若年被害女性等支援モデル事業	福祉保健局
暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につなぐなどのアプローチを行う仕組みを構築する。		

(5) 障害児施策の充実

235	☆短期入所事業の充実	福祉保健局
保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。		
■事業目標(32年度) 180人分の短期入所整備(障害者を含めた総数)		
236	児童発達支援	福祉保健局
未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。		
237	放課後等デイサービス	福祉保健局
就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。		
238	☆児童発達支援センターの設置促進	福祉保健局
地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。		
■事業目標(32年度) 各区市町村に少なくとも1か所以上設置		

239	◆☆保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	福祉保健局
<p>保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。</p> <p>■事業目標（32年度） 全ての区市町村において利用できる体制を構築</p>		
240	◆☆主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉保健局
<p>未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。</p> <p>■事業目標（32年度） 各区市町村に少なくとも1か所以上確保</p>		
241	◆☆主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉保健局
<p>就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。</p> <p>■事業目標（32年度） 各区市町村に少なくとも1か所以上確保</p>		
242	◆☆障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業	福祉保健局
<p>日常生活において医療的ケアが必要な障害児のうち、重症心身障害児に該当しない障害児を受け入れる障害児通所支援の確保の促進を図る。</p>		
243	相談支援従事者研修	福祉保健局
<p>障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。</p>		
244	☆発達障害児等への支援の充実	福祉保健局
<p>○発達障害者支援体制整備推進事業 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）の福祉の増進を図る。</p> <p>○発達障害者支援センターの運営 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。</p> <p>○ペアレントメンター養成・派遣事業 子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児（者）の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。</p>		

245	障害児等療育支援事業	福祉保健局
<p>在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。</p> <p>① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行う。</p> <p>② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行う。</p> <p>③ 施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。</p>		
—	重症心身障害児（者）への支援の充実 ※NO.245,247,248に再編	福祉保健局
<p>在宅の重症心身障害児（者）と家族のため、以下の支援策を実施する。</p> <p>①重症心身障害児在宅療育支援事業 訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行う。また、研修の実施等による訪問看護師の育成、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援する。</p> <p>②短期入所事業及び通所事業における超重症児（者）・準超重症児（者）受入促進員の配置 濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行う。</p>		
246	◆☆重症心身障害児等在宅療育支援事業	福祉保健局
<p>在宅重症心身障害児（者）等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児等について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）等の支援の充実を図る。</p> <p>①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催</p>		
247	◆☆重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	福祉保健局
<p>医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図る。</p>		
248	◆☆障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）	福祉保健局
<p>ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。</p>		

249	◆☆重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）	福祉保健局
<p>民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れの促進を図る。</p>		
250	◆重症心身障害児（者）通所運営費補助事業	福祉保健局
<p>在宅の重症心身障害児（者）に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。</p>		
251	◆医療的ケア児に対する支援のための体制整備	福祉保健局
<p>医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う連絡会を設置するとともに、地域で支援に関わる関係機関職員に対し、医療的ケアを必要とする障害児についての基本的な理解を促す研修を実施することで、在宅で生活する医療的ケアを必要とする障害児に対する支援体制を整備する。</p>		
252	◆☆医療的ケア児訪問看護推進モデル事業	福祉保健局
<p>訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業を実施することで、医療的ケアを必要とする障害児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図る。</p>		
253	◆☆重症心身障害児施設における看護師確保対策事業	福祉保健局
<p>重症心身障害児（者）施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図る。</p>		
254	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁
<p>都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員（学校介護職員）の配置を進めており、28年度までに全校への配置が完了した。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を整備している。</p>		
255	◆医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充 ＜専用通学車両の運行＞	教育庁
<p>肢体不自由特別支援学校において、医療的ケア児の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両を運行する。</p>		
256	特別支援学校における障害の特性に応じた 指導内容・方法の普及・啓発	教育庁
<p>知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実を図る。</p>		
257	特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁
<p>知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。</p>		

258	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁
<p>知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。</p> <p>知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。</p>		
259	民間活力との連携による就労支援	教育庁
<p>特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。</p>		
260	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁
<p>特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。</p>		
261	☆公立学校における発達障害教育の推進	教育庁
<p>東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入を促進する（小学校は平成30年度、中学校は平成33年度までに全校導入予定）。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、平成30年度から、都立秋留台高等学校をパイロット校として、学校内で通常の授業とは異なる、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導を実施する。</p>		
262	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁
<p>主に読み書きに障害のある生徒の指導法の研究・開発を行う。</p>		
263	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁
<p>都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。</p>		
264	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁
<p>公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート（個別的教育支援計画）」の作成と活用に関する普及・啓発を行う。</p>		
265	特別支援教育の理解・啓発	教育庁
<p>副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。</p>		
266	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁
<p>都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の普及・啓発を行う。</p>		
再掲	子供の読書活動の推進	教育庁
<p>（*NO.65参照）</p>		

267	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局
<p>私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。</p>		

(6) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援

268	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉保健局
<p>慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。</p>		

コラム⑥

「とうきょう子育て応援ブック」を発行

～地域の子育て情報満載！子育ての“困った”をサポートします。～

- 東京都では、子供の年齢や困りごとの内容に合わせて、東京の子育て支援情報を掲載した「とうきょう子育て応援ブック」を平成30年2月に発行しました。
- これは、平成28年度に実施した「子供の生活実態調査」における、子育て支援の情報が保護者の方に十分に知られていなかったという結果を踏まえ、より多くの子育て家庭に都の子育て支援施策を知っていただきたく、作成・発行したものです。
- 冊子では、子育てのいろいろな“困った”をテーマ別に、どんなサービスが受けられるのかを紹介しています。
- 子育てに悩んだとき、不安になったときは、ひとりで無理をせず、この冊子を開いて、様々な子育て支援のサービスを利用してみてください。

【内容】

- ①子供の居場所を探したい（子育てひろば、子供食堂 など）
- ②子育てをサポートしてほしい（一時預かり など）
- ③子供の勉強をみてほしい（学習支援、地域未来塾 など）
- ④お金のサポートを受けたい（各種手当・貸付制度 など）
- ⑤仕事を探したい（東京しごとセンター など）
- ⑥相談したい（子供家庭支援センター など）



▲表紙のエールちゃんが目印
(A5版・32ページ)

※ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/koho/ouenbook.html>

コラム⑦

「子どもの成長支援事業」(江戸川区)

～“輝く子どもの未来に向けて” 江戸川区の取り組み～

- 江戸川区ではいわゆる「子どもの貧困対策」への支援を「子どもの成長支援事業」という言い方をします。これは区として取り組む事業を「貧困」という後ろ向きではなく、子ども自身のもつ「育ち」を応援する事業として、前向きな支援と考えるからです。
- 平成27年11月より、庁内検討会議を実施。子どもの置かれている実態を把握するため、職員や民生委員等、子どもの支援者に「子どもの状況」を調査し（平成27年）、平成28年には「子どもの食」についての調査も行いました。
- これを受けて平成28年度より、子ども家庭支援センターを中心とする支援体制の構築を行い、学習支援事業等への取り組みを始め、平成29年度からは子どもの居場所事業も行っています。
- さらに区内には14か所（H30.2末）の子ども食堂があり「えどがわっ子食堂ネットワーク」として連携も始めています。
- これらの「成長支援事業」を通じて、地域、民間団体、企業、行政等、みんなで子どもの「育ち」を応援しています。

【主な取組】

- ・5事業8種類の学習支援事業の実施
「べんきょう応援サイト」による周知
- ・子どもの居場所事業「e-りびんぐ」
- ・「おうち食堂」「KODOMO ごはん便」



▲子どもの居場所「e-りびんぐ」の様子

コラム⑧

「OSEKKAI が子供を救う。」

～児童虐待防止運動の推進～

- 都では、子育てしている親と子供を優しく温かく見守る行動のことを「OSEKKAI」とし、気になる子供に声をかける、不安を感じている保護者に、優しく声をかけたり、相談場所を教えるといった行動を通じて、児童虐待の未然防止や早期対応に繋げる取組を推進しています。
- 児童虐待防止の普及啓発キャラクター「OSEKKAI くん」を活用し、区市町村、医療機関、学校・教育機関、警察等の関係機関と協力しながら、様々な児童虐待防止の普及啓発活動に取り組んでいます。

「OSEKKAI」って？

従来のおせっかいではなく、「OSEKKAI」。地域みんなで優しく親子を見守るという新しい言葉、新しい行動です。あなたも、ぜひ、子育て中のお母さん、お父さんに、温かいまなざしと励ましの言葉をかけてあげてください。それだけで、子供が虐待から救われることがあるのですから。



- 各種イベントやキャンペーンなどに、ぜひ「OSEKKAI くん」をお呼びください！
- 東京 OSEKKAI 化計画ホームページ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/osekkai/index.html>

コラム⑨

養育家庭体験発表会

～あなたも養育家庭になりませんか？ 毎年、体験発表会を開催！～

- 都内には、親の病気や虐待など、様々な事情により、親元で暮らせない子供が約 4,000 人います。そのような子供を、自らの家庭に迎え入れ育てているのが「里親」です。
- 「里親」の中でも、養子縁組を目的とせず、一定期間、子供を育てている家庭を、東京都では、養育家庭と呼び、一人でも多くの子供が養育家庭のもとで育つよう支援しています。
- この制度をより多くの方に知っていただくため、10月、11月の里親月間を中心に、都内各地（52か所）で、養育家庭体験発表会を開催しています。
- 発表会では、里子を育てていくうえでの喜びや苦労についてのエピソードの他、会場により、養育家庭で育った元里子からのお話も聞くことができます。



▲養育家庭体験発表会のチラシ

コラム⑩

ひとり親家庭等で育つ子どもの学習支援事業（豊島区）

～まなび舎「エール」～

- ひとり親家庭等で育つ子どもに対し、学習面・生活面の支援を行うことで、学力の向上、自己肯定感の助長・社会性の習得等の促進を目指しています。
- 教室型と訪問型の二種類あり、教室型は中学生を対象に、訪問型は家庭内不調等のある要支援家庭を対象にしています。
- 現在、NPO法人に事業を委託しており、大学生等のボランティア学習指導員が基礎的な学力向上を図るための個別学習指導を行っています。指導員は休憩時間も交流に努め、信頼関係を築きながら進路、将来の希望等への助言、不安・悩みの相談対応を行っています。軽食の提供もあります。
- 保護者に向けては、ひとり親相談員と連携し高校進学についての説明会を開催。今後必要な教育費、使える支援の紹介をしています。個別に適宜連絡を取り生活支援も行っています。
- 通常は週一回の開催ですが、教室型では夏期講習、冬期講習、入試直前対策、調理実習なども取り入れています。
- 「不登校気味だった子がエールには進んで行くので驚いている」という保護者からの嬉しい声も伺っています。



教室型学習支援の様子

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

働きながら子育てをしていくためには、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現に向けた取組が不可欠です。そのため、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備が必要です。

また、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の確保や、交通事故、家庭内等での不慮の事故等を防ぐための取組も必要です。

【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

- ライフ・ワーク・バランスを推進する中小企業及びその従業員を支援するとともに、結婚や出産等で離職した女性の再就職を支援します。
- 企業やNPO 団体など、また性別や年齢にかかわらず、多様な対象に向けて、ライフ・ワーク・バランスの意識啓発を推進します。企業経営者等に対しては、セミナーや普及啓発資料の発行により意識改革を促します。また、男性に向けた家事・育児や介護と仕事の両立に関する啓発、将来、社会の担い手となる若者や、出産前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの意義や重要性を認識してもらうための啓発を行います。

【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

- インターネット等の適正な利用や薬物乱用防止など、子供が犯罪等に巻き込まれないよう啓発を行っていくとともに、子供を見守るボランティアリーダーの育成など、地域で子供を見守る取組を促進します。

【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

- 子供たちが交通ルールを守り、子供自身が危険を予測し回避することができるよう、参加・体験型の交通安全教育などを実施します。
- 家庭内における子供の事故防止に関する啓発を行うとともに、子供の安全に配慮した商品の普及を図ります。
- 災害時において乳幼児の健康と安全を確保するため、調製粉乳と哺乳瓶の備蓄を行います。また、利便性が高く災害時の活用にも有効な乳児用液体ミルクについて、国内での製造や販売に向けた法令上の規定整備を国へ働きかけます。

【4 良質な住宅と居住環境の確保】

- 子育て世帯に配慮した住宅供給の誘導、公的住宅の建て替えによる子育て支援施設等の整備、及び公的住宅における子育て世帯に対する入居機会の拡大などを推進します。また、子供は化学物質の影響を受けやすく、将来にわたる健康影響も懸念されるため、建材に由来する化学物質の低減化等のシッ

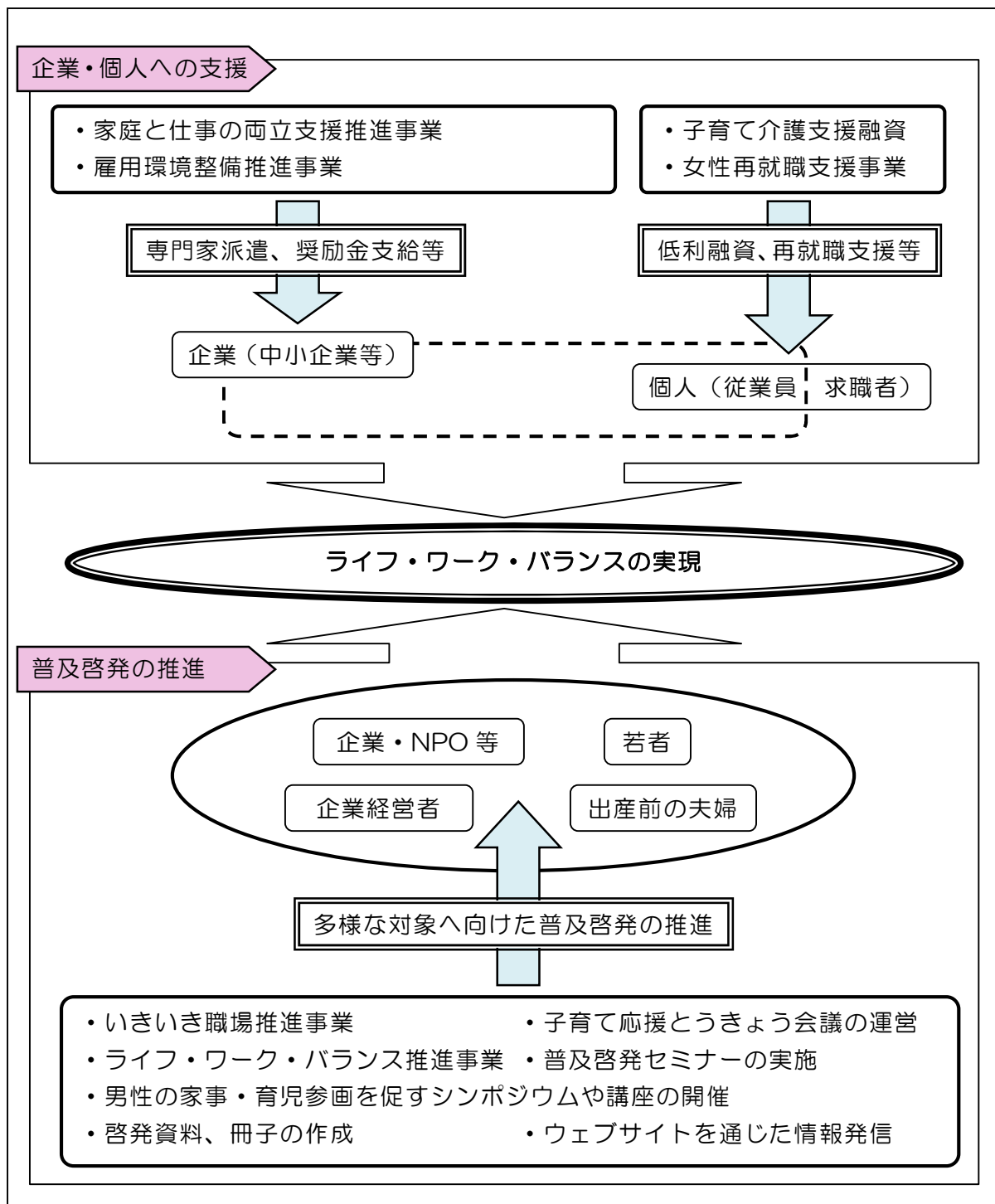
クハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進します。

【5 安心して外出できる環境の整備】

- 誰もが安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、マタニティマークの普及など、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

目標5 【1 家庭生活と仕事との両立の実現】

男女ともに仕事だけでなく子育て等を含めた家庭生活全般を充実して送ることができるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、中小企業等への支援や、多様な対象へ向けた普及啓発を進めていきます。



目標5【2 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進】

通学路等における安全対策の強化、インターネットの適正利用の推進、薬物乱用防止対策など、子供を犯罪等の被害から守るために、総合的な取組を推進します。

子供を犯罪被害から守るための取組を推進

東京都・区市町村・警視庁・関係団体等が連携して、子供を犯罪被害から守るための取組を進めていきます。

子供が危険を予測し、回避する能力を高めるための教育を充実

- ・ 未就学児の危険予測・回避能力を高める「親子で地域の安全点検事業」を推進
- ・ 防犯教室、セーフティ教室の充実 など

通学路等における安全対策を強化

公立小学校の通学路に区市町村が設置する防犯カメラの設置経費を補助し通学路の安全安心を確保

地域で活動する防犯団体等を支援

地域で子供見守り等の防犯ボランティア活動に取り組みリーダーを養成し地域の取組を促進

インターネットの適正利用を推進

- スマートフォンやインターネットにおけるルール・マナーの順守を推進するため、都がルールづくりに関するモデルの提示や講師派遣などを行い、家庭のルールづくりや生徒の自主ルールづくりを支援します。
- ネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）の運営により、ネット・ケータイのトラブルや悩みの解決を支援します。



薬物乱用防止対策の推進

- 青少年による薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の実施や啓発パンフレット、リーフレット等の作成を行っていきます。
- インターネット上で販売されている危険ドラッグを入手し分析して、違反成分を検出した場合には、製品の販売中止等指導取締りを行うとともに報道発表も行い、都民へ危険性の周知を図っていきます。



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正により、平成26年4月から、指定薬物の「使用・所持」が処罰対象となりました。

目標5 【3 子供の安全を確保するための取組の推進】

参加・体験型の交通安全教育の推進、事故防止に関する情報の発信、子供の安全に配慮した商品の普及など、子供の安全を確保するための取組を推進していきます。

交通事故防止等の取組

交通安全教育の推進

小学校・中学校・高校等において発達段階に応じた段階的かつ体系的な参加・体験型の交通安全教育（自転車の安全利用を含む）を実施、チャイルドシート講習会の実施 など

ハードの整備

子供の利用機会が多い交差点の信号機を対象とした信号制御機の更新や青時間延長機能の付加など

子育て世代への情報発信・普及啓発

- 乳幼児の転落・転倒、やけど、誤飲に関する事故防止ガイド等を作成し、子供の事故防止に関する知識を情報発信します。
- 子育て世代が多く集まる各種イベント等で家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていきます。



安全な商品の普及

- 事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、子供の事故防止の視点で開発された安全・安心なデザインの商品をPRしていきます。
- 事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大を促進するとともに、消費者が、安全な商品を主体的に選択・購入できる環境作りをしていきます。

目標5 【4 良質な住宅と居住環境の確保】

子供の健やかな育ちのために、親子が安心して生活できる良質な居住環境の整備を進めます。

子育て世帯に配慮した住宅の供給促進

- 子育て世帯に適した住まいの広さや安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携や、地域・多世代交流等にも配慮した優良な住宅を認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」の普及促進を図るとともに、認定住宅の整備を支援する。

安全で安心して子育てができる居住環境の整備

- 都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき整備する。
- 老朽化した分譲マンションについて、居住環境の改善のみならず、地域の活性化にも寄与するよう、建て替え等による再生を支援する。

ファミリー世帯のニーズへの対応

- 都営住宅や東京都住宅供給公社の入居者募集において、子育て世帯の入居の機会を拡大する。

都営住宅における入居機会の拡大

- ・ 一般募集とは別枠で行う「都営住宅若年夫婦・子育て世帯向け募集」等
- ・ 優遇抽選制度やポイント方式による多子世帯向け募集の実施

東京都住宅供給公社における入居機会の拡大

- ・ 子育て世帯を対象に、新築住宅における倍率優遇や空き家への優先入居の実施
- ・ 優先入居等により子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援

安全な室内環境の確保

- 化学物質による子供の健康への影響を予防するため、建材に由来する化学物質の低減化等のシックハウス対策の啓発を行い、安全な室内環境の確保を推進する。

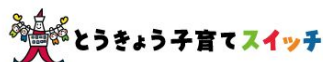
目標5 【5 安心して外出できる環境の整備】

誰もが安心して外出できるよう、地域・企業等関係機関と連携し、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを推進するとともに、ハード・ソフトの両面から一体的にバリアフリー化を進めていきます。

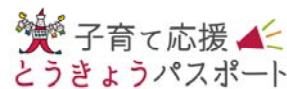
子育てを応援する気運の醸成

子育て応援とうきょう会議を通じて、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

HP「とうきょう子育てスイッチ」により、子育て当事者・支援者に役立つ情報を発信する。



子育て応援とうきょうパスポート事業により、企業等が協賛店となり子育てを応援するサービスを提供する。



都の出えん及び都民や企業の寄付による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。

外出環境の整備

赤ちゃん・ふらっと

授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を商業施設等に設置する。



こころとからだを育てる活動体験の活動広場拠点づくり

都立公園に野外体験や里山体験ができる広場を整備する。

バリアフリー化の取組

交通機関や公共空間のバリアフリー化を推進

- ・ ノンステップバスの導入
- ・ 駅施設のバリアフリー化
- ・ 道路のバリアフリー化
- ・ 歩道の整備・改善

情報バリアフリーや思いやりの心の醸成などソフト面の取組を推進

- ・ ユニバーサルデザインに関する情報を一元化したポータルサイト構築
- ・ 心のバリアフリーに向けた普及啓発

《目標5 施策の体系》

(1)家庭生活と仕事との両立の実現

- 東京次世代育成企業支援事業(登録制度) ※平成29年度終了
- 家庭と仕事の両立支援推進企業の登録制度
- 雇用環境整備推進事業
- 中小企業ワークライフバランス実践支援事業 ※平成28年度終了
- いきいき職場推進事業
- ライフ・ワーク・バランス普及促進事業
- 働く人のチャイルドプランサポート事業
- 子育て・介護支援融資
- 女性再就職支援事業
- 育児離職者向け能力開発訓練 ※平成28年度終了
- 保育つき職業訓練
- 女性向け委託訓練
- 働くパパママ育休取得応援事業
- ライフ・ワーク・バランス推進事業
- 東京ウイメンズプラザ普及啓発事業
- 事業者団体との連絡会 ※平成28年度終了
- 女性も男性も輝くTOKYO会議 (旧 男女平等参画を進める会)
- 子育て応援とうきょう会議の運営
- 普及啓発セミナーの実施
- 普及啓発資料の発行
- 男女雇用平等参画状況調査

(2)子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 地域安全マップづくり推進事業 ※平成28年度終了
- 子供の安全確保に向けた対策の推進
- セーフティ教室の実施・充実
- 防犯教室の実施
- 電子メールなどを活用した情報の発信
- 「子ども110番の家」活動の支援
- 公立小学校通学路への防犯カメラの設置
- スクールサポーター制度(再掲)
- 青少年の健全な育成に関する条例の運用
- インターネットの利用環境の整備
- ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用
- インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導
- 学校における安全教育の推進
- 学校における安全体制の推進
- 薬物乱用防止対策

(3)子供の安全を確保するための取組の推進

- チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発
- 交通安全教育の推進
- 信号機の導入・整備
- 自転車の安全利用の推進
- 地域幹線道路の整備
- 連続立体交差事業
- 子育て世代への情報発信・普及啓発
- 災害用ミルク等の確保
- 安全な商品の普及

(4)良質な住宅と居住環境の確保

- 住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施
- 若年夫婦・子育て世帯への入居機会の拡大
- 東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大
- 子育て世帯への入居機会の拡大(優遇抽選)
- 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進
- 地域開発整備事業
- 都市居住再生促進事業
- シックハウス対策

(5)安心して外出できる環境の整備

- 子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」
- 水辺空間の魅力向上
- 緑の拠点となる公園の整備
- こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり
- 公園の多機能利用
- 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
- 情報バリアフリーの充実への支援
- 心と情報のバリアフリーに向けた普及推進
- 東京都福祉のまちづくり条例の運用等
- 区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業[地域福祉推進区市町村包括補助事業]
- 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈
- ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業
- 心のバリアフリーサポート企業連携事業
- 鉄道駅総合バリアフリー推進事業(バリアフリー基本構想作成費補助)
- 鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅エレベーター等整備事業)
- 鉄道駅総合バリアフリー推進事業(ホーム柵等整備促進事業)
- 地下高速鉄道建設助成
- だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
- 道路のバリアフリー化
- 歩道の整備・改善
- 浅草線新型車両の導入
- トイレの改修(グレードアップ)
- マタニティマークの普及への協力
- 子育て応援とうきょう会議の運営(再掲)
- 子育て応援とうきょうバスポート事業
- 子供が輝く東京・応援事業(再掲)

目標5「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」の事業一覧

◆…中間見直しにおいて追加した事業
☆…2020実行プラン事業

(1) 家庭生活と仕事との両立の実現

—	☆東京次世代育成企業支援事業（登録制度） ※平成29年度終了	産業労働局
次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、両立支援アドバイザーによる助言・相談を実施する。		
269	◆☆家庭と仕事の両立支援推進企業の登録制度	産業労働局
育児・介護等について、法定以上の休暇制度などの整備状況に応じて、利用実績を確認のうえ、両立支援推進企業マークを付与する。		
270	◆☆雇用環境整備推進事業	産業労働局
育児・介護と仕事の両立、非正規雇用労働者の雇用環境改善などに取り組む企業に対し、専門家派遣や奨励金の支給といった支援を行う。		
—	中小企業ワークライフバランス実践支援事業 ※平成28年度終了	産業労働局
仕事と育児等の両立のための社内の制度整備やファミリーデーの実施等、ワークライフバランスの実践に取り組む中小企業に対し、助成金の支給や専門家派遣等による支援を行う。		
271	☆いきいき職場推進事業	産業労働局
生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者（学識経験者、労使団体等）からなる審査会で審査し、都が「東京ライフワークバランス認定企業」として認定する。		
272	◆☆ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	産業労働局
ライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組を促進させるため、企業や都民が広く目にする媒体を活用して、年間を通じて効率的に広告活動を実施する。 働き方改革やテレワークといった、ライフ・ワーク・バランスの推進に資する様々なテーマごとにエリアを設けた総合展を実施する。		
273	◆☆働く人のチャイルドプランサポート事業	産業労働局
不妊治療と仕事の両立を支援するために、企業担当者へ必要な知識を付与する研修を実施するとともに、相談体制や休暇制度などを整備した企業への支援を実施する。		
274	☆子育て・介護支援融資	産業労働局
中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用（教育費・医療費・保育サービス費など）や介護費用（医療費・介護サービス費など）及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利で融資する。		

275	☆女性再就職支援事業	産業労働局
<p>○東京しごとセンター（飯田橋）内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。</p> <p>○ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を都内各地で実施するほか、再就職に当たっての心構え、はじめの一步を踏み出すためのノウハウを学ぶ「女性再就職支援セミナー」、就活と保活に関する情報を提供する「子育て女性向けセミナー」を実施する。</p>		
—	育児離職者向け能力開発訓練 ※平成28年度終了	産業労働局
<p>自宅で訓練が可能なeラーニング委託訓練を実施する。</p>		
276	保育つき職業訓練	産業労働局
<p>子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援する。</p>		
277	☆女性向け委託訓練	産業労働局
<p>結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援する。</p>		
278	◆☆働くパパママ育休取得応援事業	産業労働局
<p>従業員に、希望する期間（1年以上）の育児休業を取得・復帰させた企業に助成金を支給し、育児中の雇用継続を確保する取組を支援する。</p>		
279	☆ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活文化局
<p>Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」を通じ、男性の家事・育児参画など、ライフ・ワーク・バランスに関する情報を総合的に分かりやすく紹介する。また、将来、社会を担う若者に向けた普及啓発を行う。</p>		
280	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局
<p>各種研修や講座を通じてライフ・ワーク・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性の家事・育児参画を促すシンポジウムや講座、子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子の配布等により、ライフ・ワーク・バランスを推進する。</p>		
—	☆事業者団体との連絡会 ※平成28年度終了	生活文化局
<p>事業者団体との共催により、シンポジウム等を開催し、男女平等参画施策の普及啓発を行う。</p>		
281	女性も男性も輝くTOKYO会議（旧 男女平等参画を進める会）	生活文化局
<p>男女平等参画施策を総合的に推進するため、行政のみならず、産業・医療・教育・地域など幅広い分野の32団体の代表者や学識経験者が参加し、都の施策や各団体の取組に関する情報共有や意見交換を行う。</p>		

282	☆子育て応援とうきょう会議の運営	福祉保健局
<p>「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施する。</p> <p>○子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協働会員の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営</p> <p>○企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進</p> <p>○ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施</p>		
283	普及啓発セミナーの実施	産業労働局
<p>企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。</p>		
284	普及啓発資料の発行	産業労働局
<p>労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。</p>		
285	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局
<p>雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。</p>		

(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進

—	地域安全マップづくり推進事業 ※平成28年度終了	青少年・治安対策本部
<p>子供自身の犯罪被害防止能力を高める手法の一つとして「地域安全マップづくり」を都内の全小中学校で実施する仕組みを構築し、一層の推進を図る。</p>		
286	☆子供の安全確保に向けた対策の推進	青少年・治安対策本部
<p>子供を見守るボランティア活動のリーダーの育成及び活動事例集の作成により、地域における活動の一層の推進を図るほか、親子で地域の安全点検事業など、地域で子供を守る取組を促進する。</p>		
287	セーフティ教室の実施・充実	教育庁
<p>学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。</p>		
288	防犯教室の実施	警視庁
<p>子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。</p>		
289	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁
<p>子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。</p>		

290	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁
<p>子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」（住宅・店舗、車両）活動を充実する。</p> <p>○活動マニュアルの作成、配布</p>		
291	☆公立小学校通学路への防犯カメラの設置	青少年・治安対策本部 教育庁
<p>児童の登下校時の地域の見守り活動を強化することを目的に、公立小学校の通学路に防犯カメラを設置し、登下校中の児童の安全確保を図る。</p>		
再掲	スクールサポーター制度	警視庁
<p>(*NO.123参照)</p>		
292	青少年の健全な育成に関する条例の運用	青少年・治安対策本部
<p>青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。</p> <p>○優良映画の推奨・不健全図書類の指定（図書、DVD等）</p> <p>○立入調査（書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等）</p> <p>○有害広告物の行政指導</p> <p>○青少年健全育成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈</p> <p>○インターネットの有害情報への対応（青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、フィルタリングの開発、告知、利用の勧奨の努力義務等（平成17年3月改正））</p> <p>○青少年の性に対する関わり方（青少年に慎重な行動を促す環境の整備）</p> <p>○青少年に対する保護者の養育のあり方（青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする）</p> <p>○インターネット利用環境の整備（フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等（平成22年12月改正））</p> <p>○児童ポルノの根絶等に向けた都の責務（平成22年12月改正）</p> <p>○青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為の禁止（平成29年12月改正）</p> <p>○インターネット利用環境の整備（フィルタリング有効化措置に関する手続規定整備（平成29年12月改正））</p>		
293	☆インターネットの利用環境の整備	青少年・治安対策本部
<p>インターネットや携帯電話の有害情報から子供を守るために、保護者を対象とした家庭のルール作りを支援する講座等を開催する。</p>		
294	☆ネット・ケータイヘルプデスクの運営・活用	青少年・治安対策本部
<p>青少年有害情報に関するトラブルの相談などの受付とともに、解決に向けた助言を行うため、ネット・ケータイヘルプデスクを運営する。また、トラブル相談に関する情報について事業者と情報共有を図るとともに、都民に対する啓発を行う。</p>		
295	インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導	教育庁
<p>児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。</p> <p>○インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を実施する。</p> <p>○都内公立学校における学校非公式サイト等を監視し、不適切な書き込みの削除要請を行う。</p> <p>○児童・生徒への指導、保護者への啓発、学校・教員への情報提供及び支援を行う。</p> <p>○SNS東京ノート等を都内全公立学校に配布し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。</p>		

296	学校における安全教育の推進	教育庁
<p>幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成していく。</p> <p>○教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布</p> <p>○高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し「安全教育プログラム」に掲載し、高等学校に配布</p> <p>○幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催</p>		
297	学校における安全体制の推進	教育庁
<p>公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。</p> <p>○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進</p> <p>○公立学校の校門等への防犯カメラの設置・更新の支援</p>		
298	☆薬物乱用防止対策	福祉保健局 教育庁
<p>青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。</p> <p>○薬物乱用防止教室の実施</p> <p>○啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布</p> <p>○危険ドラッグに関する教員研修</p>		

(3) 子供の安全を確保するための取組の推進

299	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁
<p>子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。</p> <p>○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。</p> <p>○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。</p> <p>○チャイルドシート着用講習会を実施する。</p>		
300	☆交通安全教育の推進	○青少年・治安対策本部 警視庁
<p>(青少年・治安対策本部)</p> <p>小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施</p> <p>(警視庁)</p> <p>子供が正しい交通安全意識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校の教室等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。</p>		
301	信号機の導入・整備	警視庁
<p>○歩車分離式信号機の導入</p> <p>子供の利用機会が多い交差点を対象に、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。</p> <p>○歩行者感應式信号機の導入</p> <p>子供の利用機会が多い主要幹線道路上の道路幅員が広い信号を対象に、歩行速度の遅い子供を感知した場合に安全に横断できるよう歩行者信号の青時間を延長させる。</p>		

302	☆自転車の安全利用の推進	警視庁 青少年・ 治安対策本部
<p>子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 (警視庁) ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○中学生において、スタントマンによる交通事故を再現した自転車安全教室を実施し規範意識の向上を図る。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。 (青少年・治安対策本部) ○「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育園の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータによる体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。 (警視庁、青少年・治安対策本部) ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策の推進 ○幼児用ヘルメットの着用促進</p>		
303	☆地域幹線道路の整備	建設局
<p>幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心して安全なまちを実現する。</p>		
304	☆連続立体交差事業	建設局
<p>歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。</p>		
305	☆子育て世代への情報発信・普及啓発	生活文化局
<p>乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まる各種イベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。</p>		
306	◆災害用ミルク等の確保	福祉保健局
<p>乳幼児用の調製粉乳と哺乳瓶4日分（災害発生後の最初の3日分は区市町村、都は以降の4日分）をランニングストック方式で備蓄する。また、利便性が高く災害時の活用にも有効な乳児用液体ミルクについて、国内での製造や販売に向けた法令上の規定整備を国へ働きかける。</p>		
307	☆安全な商品の普及	生活文化局
<p>事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。</p>		

(4) 良質な住宅と居住環境の確保

308	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	都市整備局
<p>住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。</p>		

309	若年夫婦・子育て世帯への入居機会の拡大	都市整備局
<p>若年夫婦・子育て世帯向に一般募集とは別枠で行う入居期限を10年以内とする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向」募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を拡大する。</p>		
310	東京都住宅供給公社における子育て世帯への入居機会の拡大	都市整備局
<p>○優先入居の実施 子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進する。</p> <p>○近居の支援 世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新規募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」を実施する。</p>		
311	子育て世帯への入居機会の拡大（優遇抽選）	都市整備局
<p>都営住宅における、小学校就学前の子供のいる世帯を優遇抽選制度により一般優先的に都営住宅に入居できるよう、平成19年度から入居者の選定を実施する。</p>		
312	☆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	都市整備局
<p>子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。</p> <p>■事業目標（27～37年度） 認定戸数 10,000戸</p>		
313	地域開発整備事業	都市整備局
<p>都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。</p>		
314	☆都市居住再生促進事業	都市整備局
<p>都市型の居住機能の再生に役立つと認められる建替などを行う区市町などに対し、都が事業費の一部を補助する。</p>		
315	シックハウス対策	福祉保健局
<p>化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン（室内空気編）」や「健康・快適居住環境の指針（平成28年度 改定版）」等を活用した室内環境保健対策を推進する。</p> <p>また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者会等におけるガイドライン等の周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の促進等の取組を進める。</p>		

(5) 安心して外出できる環境の整備

316	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉保健局
<p>子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。</p>		

317	☆水辺空間の魅力向上	建設局
<p>子供連れでも安全に安心して散策できるテラス等の水辺散策路を早期に整備するとともに、水辺空間の緑化を推進する。</p> <p>「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。</p>		
318	☆緑の拠点となる公園の整備	建設局
<p>都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。</p> <p>■事業目標（36年度） 170ha</p>		
319	☆こころとからだを育てる活動体験（野外体験・里山体験）の活動広場拠点づくり	建設局
<p>都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備する。</p> <p>野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に来園する都民が増加し楽しめる公園の整備をする。</p> <p>■事業目標（36年度） 8か所</p>		
320	☆公園の多機能利用	建設局
<p>緑の保全や防災性の向上と併せた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加と併せて、子育て支援施設をはじめとした福祉施設等の設置を誘導する仕組みを構築する。</p>		
321	☆心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援	福祉保健局
<p>心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどし、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援し、思いやりの心の醸成と障害者等の社会参加を図る。</p>		
322	☆情報バリアフリーの充実への支援	福祉保健局
<p>地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。</p>		
323	心と情報のバリアフリーに向けた普及推進	福祉保健局
<p>小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の活用促進を図り、サイトを通じて心と情報のバリアフリーに係る普及啓発を行う。</p>		
324	東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉保健局
<p>○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。</p> <p>○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。※所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村</p>		
325	区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉保健局
<p>区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共的施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。</p>		

326	福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉保健局
<p>東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。</p>		
327	◆☆ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	福祉保健局
<p>障害者等を含めた住民参加による建築物や公園等の点検調査を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。</p>		
328	◆☆心のバリアフリーサポート企業連携事業	福祉保健局
<p>心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施等に自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業を「心のバリアフリーサポート企業」として登録し、取組状況を公表する。</p>		
329	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想作成費補助）	都市整備局
<p>地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー新法に基づきバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。</p>		
330	☆鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）	都市整備局
<p>エレベーター等の整備を促進し鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。（交通局・東京メトロを除く。）</p>		
331	☆鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホーム柵等整備促進事業）	都市整備局
<p>ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。（交通局・東京メトロを除く。）</p>		
332	☆地下高速鉄道建設助成	都市整備局
<p>地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良（ホームドア、エレベーター等整備含む。）に対する補助を行う。</p>		
333	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局
<p>民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。</p>		
334	☆道路のバリアフリー化	建設局
<p>東京2020大会の会場や観光施設周辺等の都道、多くの人が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。</p>		
335	歩道の整備・改善	建設局
<p>歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。 また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行う。</p>		
336	◆浅草線新型車両の導入	交通局
<p>各車両に車いすスペースまたはフリースペースを設置した新型車両に更新する。</p>		

337	◆トイレの改修（グレードアップ）	交通局
<p>老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消、ベビーチェア・ベビーシートの増設、パウダーコーナーの設置など、機能性と清潔感を備えたトイレにグレードアップする。</p>		
338	マタニティマークの普及への協力	交通局
<p>出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。</p>		
再掲	☆子育て応援とうきょう会議の運営	福祉保健局
<p>（*NO.282参照）</p>		
339	◆子育て応援とうきょうパスポート事業	福祉保健局
<p>社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、中学生以下の子供がいる子育て世帯や妊婦の方に様々なサービスを提供する。</p>		
再掲	子供が輝く東京・応援事業	福祉保健局
<p>（*NO.60参照）</p>		

コラム⑪

ライフ・ワーク・バランスに取り組む中小企業を応援

東京都では、ライフ・ワーク・バランスや働き方改革について社会的気運の醸成を図り、都内中小企業の雇用環境整備を推進するため、平成 20 年度から下記の取組等を実施しています。

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業

- 東京都では、従業員が生活と仕事を両立しながらいきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、優れた取組を実施している中小企業を「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定しています。
- 認定企業については、取組内容を紹介するPR用DVDやリーフレットを東京都が作成するほか、都のイベントで認定状を授与し、取組を紹介するなど広く周知します。



▲ 認定状授与式の様子

<認定企業の取組事例>

- 時間外勤務等は事前申請を必須とし、カードキーの入退出可能時間を就業時間に合わせて設定するなど、未申請での残業不可を徹底。
- 周辺業務は極力人手をかけずに保育業務に注力できるようにするなど、業務の効率化に取り組んだ結果、保育業界でありながら、長時間労働の抑制を実現。
- 男性の管理職が育児休業を取得。
- 小学校 3 年の終了時まで育児短時間勤務制度が利用可能。
- 土日祝と合わせて 4 連休以上になるような特別休暇制度の導入

ライフ・ワーク・バランス推進に関する総合展の開催

- 東京都では、上記の認定企業のようなライフ・ワーク・バランスに取り組む企業を紹介し、働き方の見直しに向けた社会的気運を醸成するため、イベント「ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京」を毎年開催してきました。
- 平成 30 年度からは、フェスタを拡大し、有識者によるパネルディスカッション等のステージイベントに加え、多様な団体・企業の出展、ニーズや課題に即した先端技術、支援ツールの展示など、ライフ・ワーク・バランス推進に関する総合展として開催します。
- 企業同士のノウハウ交換を進めるとともに、働いている方や働きやすい職場を探している方などの情報収集を支援しています。



▲ ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京

コラム⑫

「パパとママが描く 未来手帳」

～夫婦でライフ・ワーク・バランスについて考えてみませんか？～

- 東京ウィメンズプラザでは、子育てにあたって、子供が生まれる前から、生活と仕事の調和いわゆるライフ・ワーク・バランスの重要性について夫婦で共有し、家事・育児に男性が積極的に参画するための意識啓発を目的で、「パパとママが描く 未来手帳」を平成26年度から作成しています。
- 夫婦で子育てに励む生態を持つペンギンのかわいいキャラクター「みらいちゃん」が内容を分かりやすく解説するとともに、4コマ漫画や夫婦で一緒に話し合いながら記載できるワークシートも複数掲載しています。
- 子供を育てながら家庭・地域のことと仕事をうまくやっていけるように、出産前から、育児や家事の役割分担、働き方等について夫婦で考えてみませんか。
- 都内区市町村において、母子健康手帳等に併せ配布していますので、ぜひともご活用ください。
また、東京ウィメンズプラザホームページにも掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



▲ 「未来手帳」表紙

コラム⑬

子育て応援とうきょう会議の取組

～「社会全体で子育てを応援する」ムーブメントの推進～

- 様々な分野の企業、団体、関係機関、学識経験者等が連携し、社会全体ですべての子供と子育て家庭を支援する東京の実現に寄与することを目的に、平成19年10月に設置された団体です。
- 東京を「子育てしやすい活力ある都市」として発展させるため、企業・NPO・自治体等とのパートナーシップのもと、地域で安心して子育てできる取組を推進していきます。

【主な取組】

- 子育て応援サイト「とうきょう子育てスイッチ」(<http://kosodateswitch.jp/>)等を活用した、
 - ・ 都内行政サービスの検索、保育園の空き情報など
 - ・ 子育て支援の取組や各種イベント等の情報発信
 - ・ 子育て支援に取組む団体等の交流・協働の促進
- 子育て支援に関心のある方対象のセミナー開催など

「都内行政サービス」の
検索画面（一部）



お住まいの地域や
お子さんの年齢などから、
検索 できます

子育てに役立つ情報
を検索できます！



コラム⑭

子育て応援とうきょうパスポート事業

～社会全体で子育て世帯や妊娠中の方を応援～

- 子育てを応援しようとする社会的機運の醸成を目的に、趣旨に賛同する企業や店舗等（協賛店）が、商品の割引、粉ミルクのお湯の提供、オムツ替えや授乳スペースの提供など、さまざまなサービスを善意で提供する仕組みです。
- 「子育て応援とうきょうパスポート」を利用できるのは、中学生以下のお子さんや、妊娠中の方がいる世帯です。
- パスポートは、以下のいずれかの方法で入手することができます。
 - ・ 運営サイトまたはアプリからデジタルパスポートを取得
 - ・ 区市町村庁舎の窓口などで配布している紙のパスポート利用
- お子さんとお出かけには、無料配信の協賛店等検索アプリが便利です。オムツ替えや授乳などが行える赤ちゃん・ふらっと登録施設、小児救急医療機関、自転車一時駐輪場なども検索できます。地図機能を使った現在地周辺検索などにも対応しています。

<https://kosodate.pass.metro.tokyo.jp/app.html>

デジタルパスポート



アプリ

